平成22年度
国立・国定公園拡張等検討業務
（種差海岸）

報　告　書

平成23年3月

環境省自然環境局国立公園課
ア ジ ア 航 測 株 式 会 社

目　　次

1. 業務概要 1
1.1 業務目的 1
1.2 業務実施期間 1
1.3 業務対象地域 1
1.4 業務フロー 2
1.5 業務実施方針 4
1.6 業務内容 5
1.6.1 情報の収集・整理 5
1.6.2 公園区域及び核心的地域案の作成・評価 5

2. 調査結果 8
2.1 調査の視点 8
2.2 情報の収集・整理 9
2.2.1 地形・地質 9
2.2.2 自然現象 13
2.2.3 生態系 14
2.2.4 文化財・文化的景観 19
2.2.5 景観利用、自然環境の利用施設及び利用概況 21
2.2.6 地域社会 26
2.3 公園区域及び核心的地域案の検討 41

1. 業務概要

1.1 業務目的

平成 18 年度にとりまとめられた「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言」では、生物多様性保全の観点を含めた新たな自然の風景地の評価の方法を明確にした上で、すぐれた自然の風景地について再評価を行い、国立・国定公園の再評価・新規指定を進めることが必要であるとされた。また、生物多様性国家戦略 2010 では、平成 24 年度までに自然環境や社会状況、風景評価の多様化などの変化を踏まえ、国立・国定公園の選定基準の検討、指定状況の見直しを実施することとしている。

一方、海外の動向として、平成 16 年に開催された第 7 回生物多様性条約締約国会議で策定された保護地域作業プログラム(PoWPA)において、平成 21 年までに国あるいは地域レベルのギャップ分析により抽出された保護地域を選定し、平成 22 年までに陸域、平成 24 年までに海洋環境の包括的、生態的、代表的な国及び地域レベルの保護地域制度を確立することが目標として位置づけられている。

これらを受けて平成 19 年度から平成 21 年度までに、国立・国定公園の新規指定・拡張にむけたデータの収集と、候補地の選定に当たっての考え方の検討等が実施されてきた。

本業務は、平成 21 年度業務において「代表性・傑出性が優れている又はそれに準ずると考えられる地域（試案）」として選定された地域等について、国立・国定公園の指定・拡張等を行うためのデータ収集等を行うことを目的とする。

1.2 業務実施期間

業務実施期間は以下の通りである。

平成 22 年 8 月 9 日 ～ 平成 23 年 3 月 29 日

1.3 業務対象地域

本業務は以下の 7 地域を対象として実施した。(図 1-2 参照)。

① 知床半島基部（知床国立公園とその周辺）
② 道東湿地群（野付半島、春国岱・風連湖、霧多布湿原、別寒別牛湿原・厚岸湖等）
③ 種差海岸（陸中海岸国立公園とその周辺）
④ 佐渡島（佐渡弥彦米山国定公園の一部とその周辺）
⑤ 東海丘陵要素湿原群（愛知県、岐阜県、三重県に関係する各国立・国定公園の一部とその周辺）
⑥ 周防灘・燧灘（瀬戸内海国立公園の一部とその周辺）
⑦ 対馬島（壱岐対馬国定公園の一部とその周辺）

1.4 業務フロー

本業務は以下に示すフローに従って実施した。

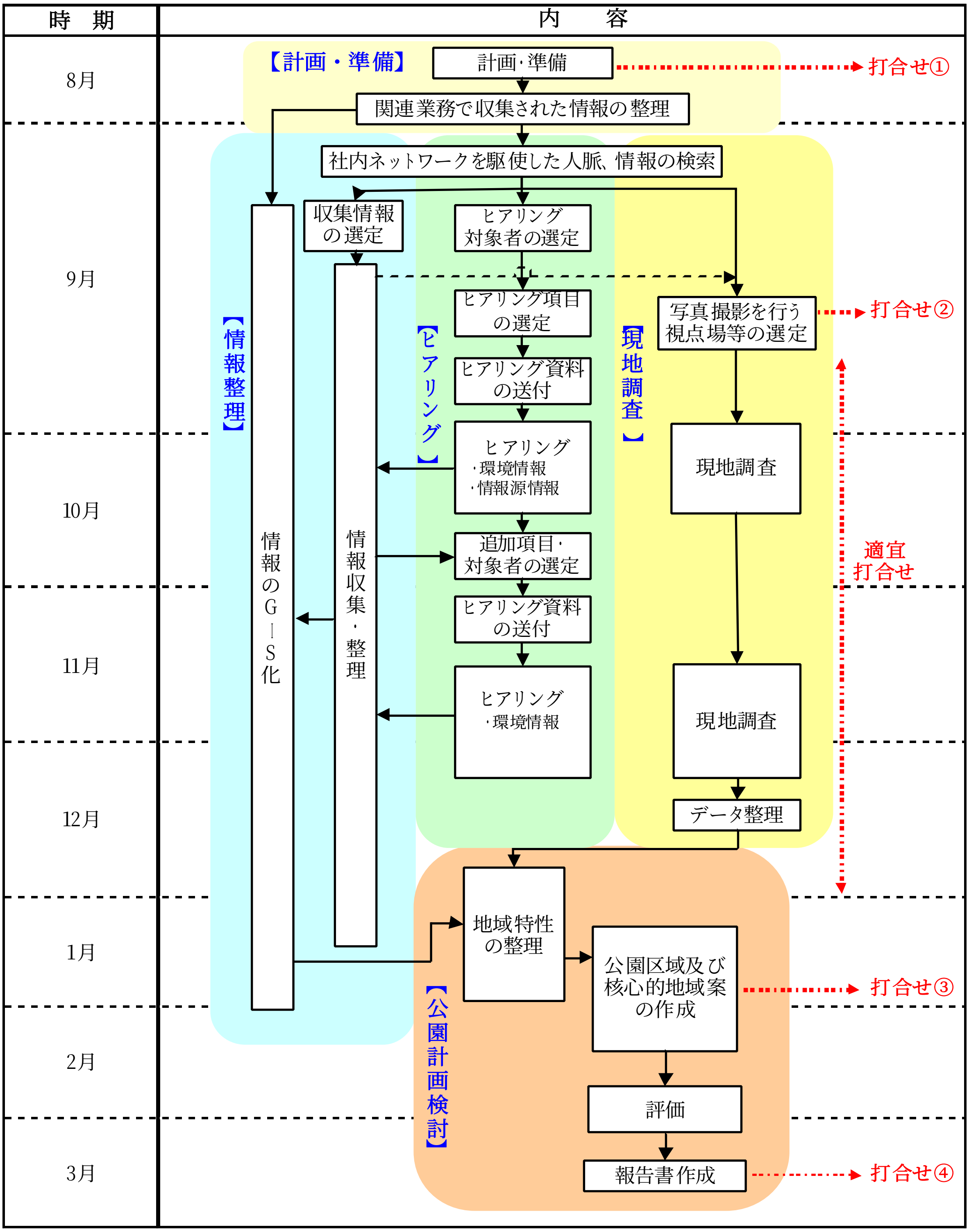

図 1-1 業務フロー

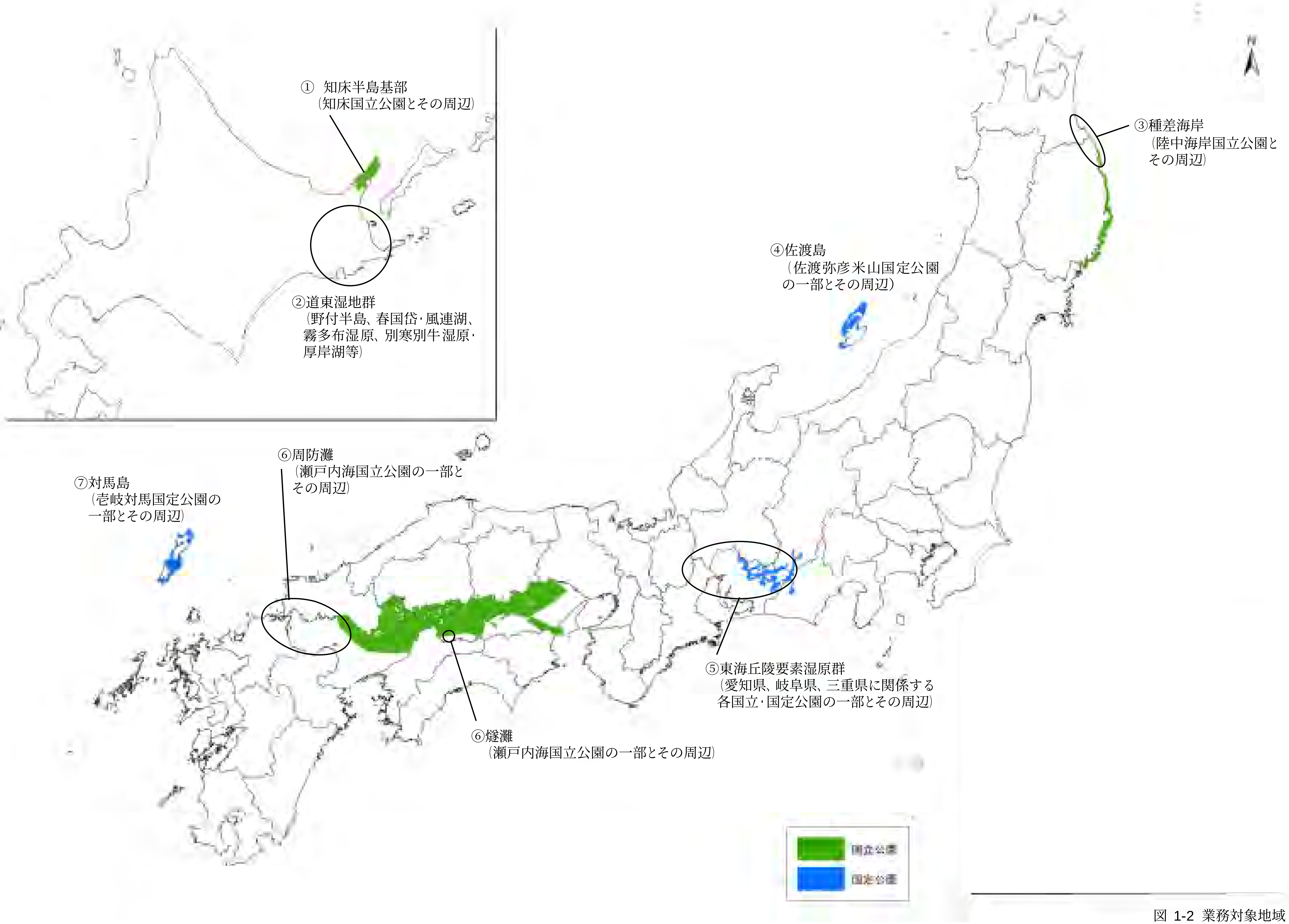

① 知床半島基部
（知床国立公園とその周辺）
②道東湿地群
（野付半島、春国岱･風連湖、
霧多布湿原、別寒別牛湿原･
厚岸湖等）
③種差海岸
（陸中海岸国立公園と
その周辺）
④佐渡島
（佐渡弥彦米山国定公園
の一部とその周辺）
⑤東海丘陵要素湿原群
（愛知県、岐阜県、三重県に関係する
各国立･国定公園の一部とその周辺）
⑥周防灘
（瀬戸内海国立公園の一部と
その周辺）
⑥燧灘
（瀬戸内海国立公園の一部とその周辺）
⑦対馬島
（壱岐対馬国定公園の
一部とその周辺）
国立公園
国定公園

図 1-2 業務対象地域

1.5　業務実施方針

(1)　地域の特性を踏まえたデータ収集

本業務は、「代表性・傑出性が優れている又はそれに準ずると考えられる地域案」として選定された地域等の公園区域及び核心的地域案を作成し、評価するためにデータ収集を行うものである。そのため、収集すべき情報については、全国的な観点からの重要性という視点だけではなく、その地域の特性を踏まえた希少性や生態系ネットワーク等の観点から、どこまでが重要なエリアなのかの根拠となる情報を収集することに重点をおいて業務を遂行した。

(2)　ヒアリングを重視したデータの収集

地域の特性を踏まえた業務の実施のためには、既存資料の収集だけでは不十分であるため、既存資料で各地域の特性を整理した上で、地域をフィールドとする学識者や市民団体等へのヒアリングにより、動植物の重要な生息・生育地や外来生物の生息状況等を把握した。

(3)　対象地域の一体的・総合的な保護と利用の観点に留意

海域から海岸、陸域まで異なるタイプの生態系の連続性が保たれているような地域については、重点的な保護の対象とし、対象地域が点在している場合でもできる限り一体的・総合的な保護と利用を図る観点で区域案を作成した。また、地形及び生態系（植生）の観点から抽出されたコアとなるエリアを中心に、それらの保全に必要なバッファーとしての範囲も含めて、抽出された資源の保護と利用のために必要な区域を確保するよう検討した。

(4)　公園の協働型管理を念頭においたデータ収集

国立・国定公園の指定・拡張等に際しては、管理・運営の面からも地域社会の理解と協力が得られることが重要である。そのため地域の取組み、人的ネットワークに関する情報も収集し、公園区域及び核心的地域案の作成に活用した。

(5)　GIS データの精度の確保と、わかりやすい区域図等の作成

国立・国定公園調査標準（案）では、調査図は、原則として縮尺 1/25,000 精度で調査・図化することを基本としているが、今回の対象地域には小規模な湿地群等も含まれている。そのため、各地域の保護・保全対象の特性に応じて収集データの精度を確保するとともに、公園区域及び核心的地域案の作成にあたっては、GIS を活用し分かりやすい図面となるよう留意した。

1.6　業務内容

1.6.1　情報の収集・整理

(1)　基礎情報の収集

業務実施にあたっては、表 1-2 に示す国立･国定公園調査標準（案）を踏まえ、地形･地質、自然現象、生物多様性、文化財・文化的景観、景観利用、自然環境の利用施設及び利用概況、地域社会についてデータを収集し、GIS データと表データとして整理した。

(2)　地域の特性に応じた情報の収集

本業務対象地域は、原生林、里地里山、湿地・湿原、干潟・海岸など多様な地域からなり、公園区域及び核心的地域案の作成にあたっては、その地域の特性を踏まえて、どこまでが重要なエリアなのかの根拠となる情報を収集・整理する必要がある。

そこで、表 1-1 に示すように、各地域で特に注目すべき事項を整理したうえで、データ収集・ヒアリング等を行った。

表 1-1　業務対象地域と地域特性の要点

業務対象地域	地域特性の要点
知床半島基部	陸・川・海が連続した原生的自然とシマフクロウ等の多様な生物
道東湿地群	低地の湿原、アザラシ類・海鳥の生息する浅海域、 干潟・塩性湿地・藻場
種差海岸	ウミネコ等の海鳥の繁殖地、海岸草原と文化的景観
佐渡島	トキをはじめとする特徴的な野生生物が生息する里地里山、トキを守る人々の取り組み
東海丘陵要素湿原群	花崗岩質の丘陵に分布する小規模な湿地群と東海丘陵要素植物
周防灘･燧灘	スナメリなどが生息する浅海域（藻場・干潟）
対馬島	ツシマヤマネコをはじめとする特徴的な野生生物が生息する里山

(3)　ヒアリング及び現地調査の実施

各地域でのデータ収集に際しては、関連自治体、地域の専門家へヒアリングを実施するとともに、現地調査によって視点場からの景観写真等を撮影した。

1.6.2　公園区域及び核心的地域案の作成・評価

情報の収集・整理結果をもとに、公園区域及び核心的地域案を作成した。その評価にあたっては、現状把握の結果と将来の動向、地域の取組み、人的ネットワーク等を踏まえて以下の観点で区域設定を行った。

○核心的地域１：特に中核的な区域として厳に保全すべき領域
（特別保護地区または第１種特別保護地域等として厳に保全することがふさわしいと考えられる区域）

○核心的地域２：土地所有、森林施業、土地利用、漁業等の状況を勘案のうえ、核心地域とすることが望まれる区域

○公園区域　　：土地所有、森林施業、土地利用、漁業等の状況を勘案のうえ、できる限り広範囲に含めることが望まれる区域

表 1-2 調査･収集すべき情報一覧 (1)

調査の項目	調査内容等（※国立･国定公園調査標準(案)）
地形･地質（地史的背景の把握を含む)	① 典型的な地形 日本の自然環境の特徴を反映した典型的地形の代表地の抽出 ・ 「地形の分類」ごとに設定した抽出指標において指標値が上位に位置する地形 ・ 「日本の地形レッドデータブック」の選定基準①（日本の地形を代表する典型的かつ稀少・貴重な地形）の評価を受けた地形 ・ その他調査対象地の特性に応じて重要と考えられる地形 ② 重要な地質 地球の地史上及び日本列島の形成過程を知る上で重要な地質、あるいは特徴的な生物の生息･生育基盤として重要な役割を果たしている地質の抽出 ・ 「日本の地質百選」に選定されている地質 ・ 関連文献･資料等において地球の地史及び日本列島の形成過程を知る上で重要な位置づけにある、あるいは特徴的な生物の生息･生育基盤として重要な役割を果たしているとされている地域 ・ その他調査対象地の特性に応じて重要と考えられる地質
自然現象	① 特異なあるいは傑出した自然現象 特定の場所において恒常的あるいは繰り返し出現するが極めて特異なあるいは傑出した自然現象の抽出 ・ 火山現象：地獄、間欠泉、噴火、温泉（湧出） ・ 気象現象：霧（海霧、川霧、山霧、雲海)、多雪地、霜（霧氷、樹氷)、氷結（御神渡） ・ 海洋現象：波浪、潮吹き、干満、渦潮、流氷、鳴砂 ・ 水象現象：湧水
生態系（動植物相(海洋生物を含む)とその分布、植生、重要な生態系等）	① 重要な生態系 多様なあるいは典型的な生物群集の生息･生育環境として重要な地域の抽出 ・ 生物地理区分ごとに典型的に見られる自然植生（森林域）：自然度 9 に該当する自然植生域等 ・ 特異な環境要因によって成立する自然植生域：自然度 10 に該当する自然植生域等 ・ 人為による管理の継続により成立する二次植生域、里地里山環境に依存している種の重要な生息･生育域 ・ 広域な行動圏を必要とする大型哺乳類の重要生息域、食物連鎖の上位に位置する種の重要な生息域：生物分布調査メッシュデータ等による抽出 ・ 陸水域生態系：日本の重要湿地 500（湿原）に選定された湿地等 ・ 沿岸域生態系（日本の重要湿地 500)（干潟・藻場・サンゴ礁） ② 動植物の重要な生息･生育地 稀少なあるいは固有な野生動植物種の生息･生育地として重要な地域の抽出 ・ 国内稀少野生動植物の重要な生息･生育地 ・ IBA（重要野鳥生息域) ・ 絶滅危惧種の重要な生息地：動物分布調査及び繁殖鳥類分布調査のメッシュデータ等から抽出

表 1-2 調査･収集すべき情報一覧 (2)

調査の項目	調査手法等（※国立･国定公園調査標準(案)）
文化財･文化的景観（自然環境と共生する文化の把握を含む）	① 日本文化を特徴づける景観 国指定史跡・名勝・天然記念物、重要文化的景観、伝統的建造物群保存地区、名水 100 選、棚田 100 選、漁村 100 選等から、歴史上、学術上、鑑賞上、我が国を代表する景観の抽出 ・ 宗教景観：社寺、仏閣、社叢林、参詣道、修験道、山岳宗教、聖地　等 ・ 集落景観：漁村、山村、宿場町、門前町、港町、城下町　等 ・ 産業景観：棚田、段々畑、美林、養殖筏、里山　等 ・ その他：防風林、防潮林、砂防林、名水　等
景観利用（各地域の内外における主要な展望地及び利用拠点からの可視領域及び視認頻度を含む）	① 利用性の高い地域 多人数の利用や広範囲からの利用が可能な地域の抽出 ・ 都市・居住地域からの近接性 ・ 公共交通機関の整備状況 ・ 道路網の整備状況 ② 鑑賞上の価値が高い地域 古くから名所・旧跡として著名であり、広く国民に親しまれてきた地域、あるいは、潜在的可能性を含めてすばらしい風景探勝等が可能な地域 ・ 重要な対象として文献等により広く認知された対象 ・ 国指定の名勝･特別名勝に指定されている地域 ・ 良好な眺望地点の分布状況（潜在的視点場の存在を含む） ・ 風景鑑賞眺望利用の状況 ・ 施設の整備やサービスの提供状況（整備、管理･運営計画の存在を含む） ③ 保健･休養機能の高い地域 自然を活用した野外レクリエーション、健康増進、休養の場として広く国民に利用され、親しまれている地域 ・ 温泉地 ・ 野外レクリエーションの利用状況 ・ 施設の整備やサービスの提供状況（整備、管理、運営計画の存在を含む） ④ 教化機能の高い地域 五感を通した自然体験や環境教育を通じて自然への畏敬を感じ、また、自然環境に関する知的充実を可能にする地域 ・ エコツーリズムフィールドとして利用されている地域（潜在的な利用可能性を含む） ・ 施設整備やサービスの提供状況（整備、管理、運営計画の存在を含む） ・ 観察対象となる自然資源の分布域
自然環境の利用施設及び利用概況	
地域社会（土地所有、法規制、土地利用計画及び産業）	① 土地 ・ 土地所有：土地の公的担保性の高い地域の抽出 ・ 土地所有者の意識：土地所有者、関係地方公共団体や地域団体等に対するヒアリング調査等により傾向を把握する ② 産業 ・ 各種産業開発による景観破壊のおそれが少ない地域 ・ 農林水産業等の産業活動が景観の保全･形成上重要な役割を果たしている地域　等
地域の特性に応じて追加収集すべき情報	

2. 調査結果

2.1 調査の視点

種差海岸は、岩礁や砂浜等の変化に富んだ海岸景観、蕪島の海鳥繁殖地（国の天然記念物）など優れた自然風景地となっており、現在は種差海岸階上岳県立自然公園に指定されている。種差海岸は陸中海岸国立公園の北部に位置し、既存国立公園区域と地形地質が一体の地域となっていると考えられることから、同等の資質を有する自然風景地として陸中海岸国立公園の区域に編入することが考えられる。

そこで、陸中海岸国立公園の北端である久慈市付近から種差海岸に至る区域を公園指定・拡張候補地として、現在の陸中海岸国立公園と地形・地質的に一体のものとしての資質を有するかどうかを評価するための基礎的な情報を収集した。

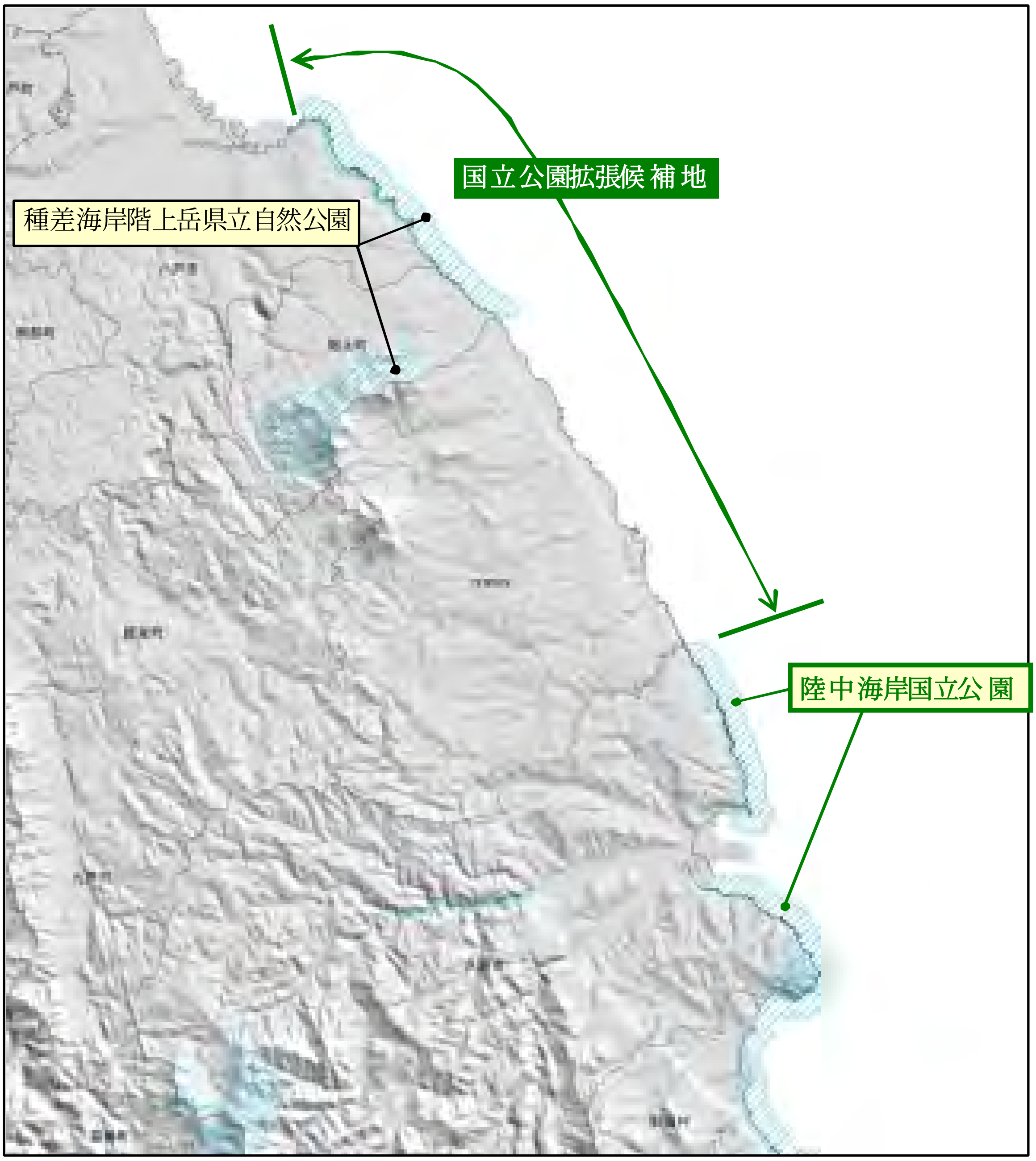

図 2-1 調査対象範囲図

2.2　情報の収集・整理

2.2.1　地形・地質

- 種差海岸は、現在の陸中海岸国立公園の地形に比較すると海食崖や入り江の規模が小さくなるものの、海食崖と海成段丘が連続した地形は三陸海岸として一体的な地形といえる。また海岸部の地質は陸中海岸国立公園と同様に北上山地と同じ年代の地質となっていることから北上山地と一体的な地域といえる。
- この海食崖と海成段丘が連続する自然地形は日本有数の重要な地形である。
- 岩手県が「いわて三陸ジオパーク」の登録（H24 年度に日本ジオパークへの登録を目標とする）に向けた検討を進めている。

三陸海岸は、陸前、陸中、陸奥の 3 国にまたがる海岸を指し、北は青森県八戸市鮫角から南の宮城県石巻市万石浦まで連続する約 600km の海岸である。三陸海岸の北部ではあまり細かい湾入はみられず、切り立った海食崖と海成段丘が連続して分布する。海成段丘に着目すると、ステージ 5e 期（約 12.5 万年前）に形成された高館面、ステージ 9 期（32.8 万年前）に形成された七百面が、八戸付近から南へむかって標高を上げながら久慈付近まで海岸沿いに連続的に分布している（「日本の地形 3・東北」（2005）、「日本の海成段丘アトラス」（2001）より。図 2-2 参照。）。

このように、海食崖と海成段丘が連続した地形は、三陸海岸として一体的な地形であり、また、 この自然地形は規模の観点から見て日本有数の重要な地形といえる。

海食崖が連続して分布する中野海岸（洋野町）

海上より見た階上岳とその前面の海成段丘（「日本の地形 3・東北」（2005）より引用）

表 2-1 いわて三陸ジオパークのジオサイト候補地（洋野町に係る部分の抜粋）

抽出の名称	ジオサイト候補地の概要
窓岩	窓岩は、北の荒海が創りあげた芸術的な奇岩。種市駅から南へ約 1.5㎞ほどの海岸において見ることができる。白亜系種市層からなる。
種市海浜公園	白砂の浜の海岸線は海水浴場になっている。
瀧澤大瀧	瀧澤大瀧は、森閑とした森の中に美しい音を響かせる神秘的な滝。「アグリパークおおさわ」から山を歩くと、ひっそりと佇む瀧澤神社の後ろに滝があらわれる。白亜紀階上花崗岩体からなる。
胎内くぐり	久慈平岳の８合目にある「胎内くぐり」には、10 メートル四方の奇岩が 50 センチ間隔で並んでおり、その岩の間をくぐると腰の痛みがなくなるといわれている。
洋野町の隆起海岸段丘	北部三陸海岸に広大に広がる海岸段丘。
中野白滝	連続した二段の大滝が、美しく力強く流れ落ちる様が見られる。海岸から滝に向かって延びる遊歩道は、四季の風情があふれる。白亜紀階上花崗岩体？もしくは下部白亜系原地山層からなる
有家海岸の砂鉄	別名砂鉄海岸と呼ばれるほど鉄の含有量の多い砂浜。 久慈地方で栄えた古墳時代～近代のたたら製鉄を支えた豊富な砂鉄資源。

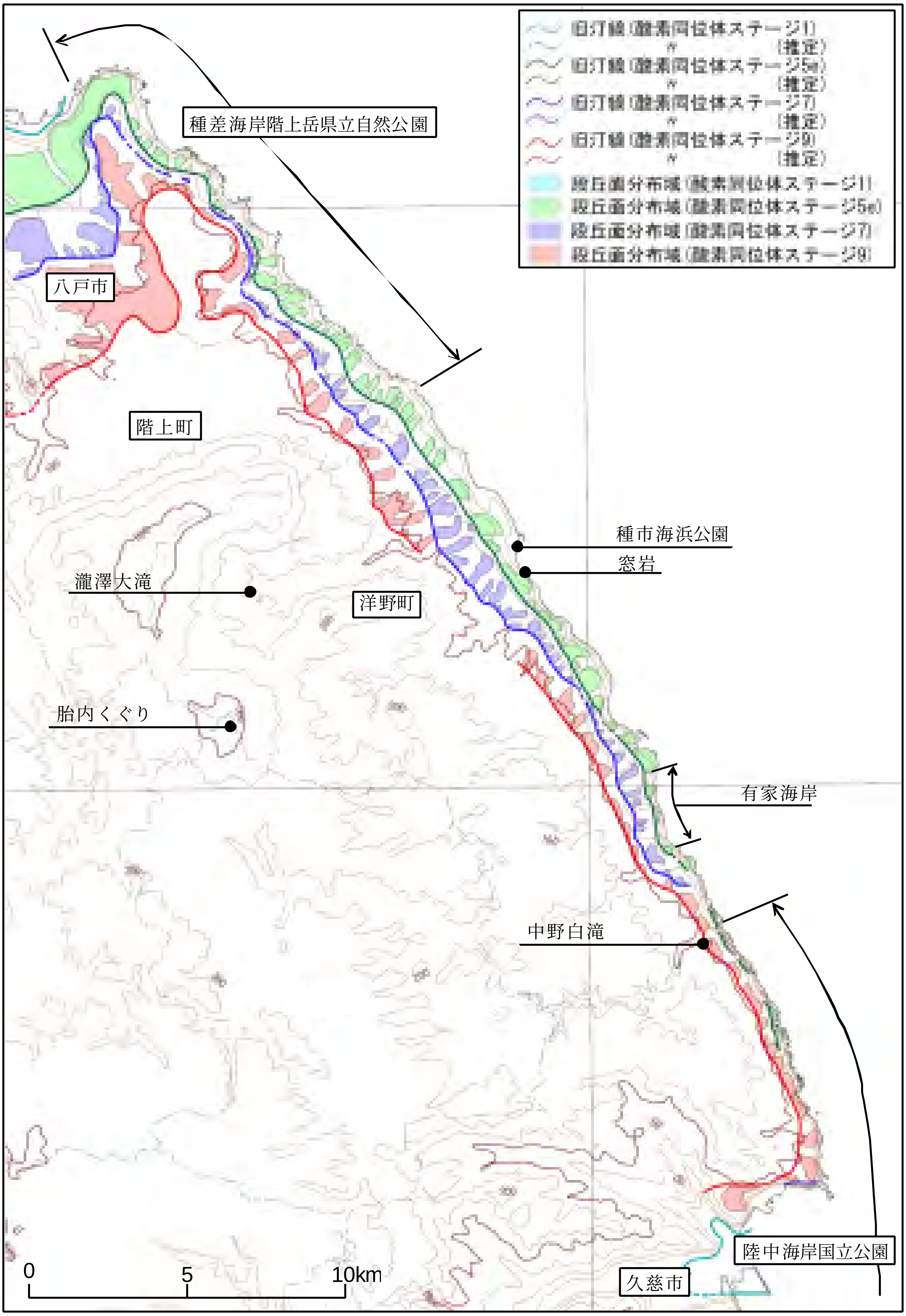

※「日本の海成段丘アトラス」（2001）より引用

図 2-2 海成段丘の分布と「いわて三陸ジオパーク」のジオサイト候補地（洋野町）

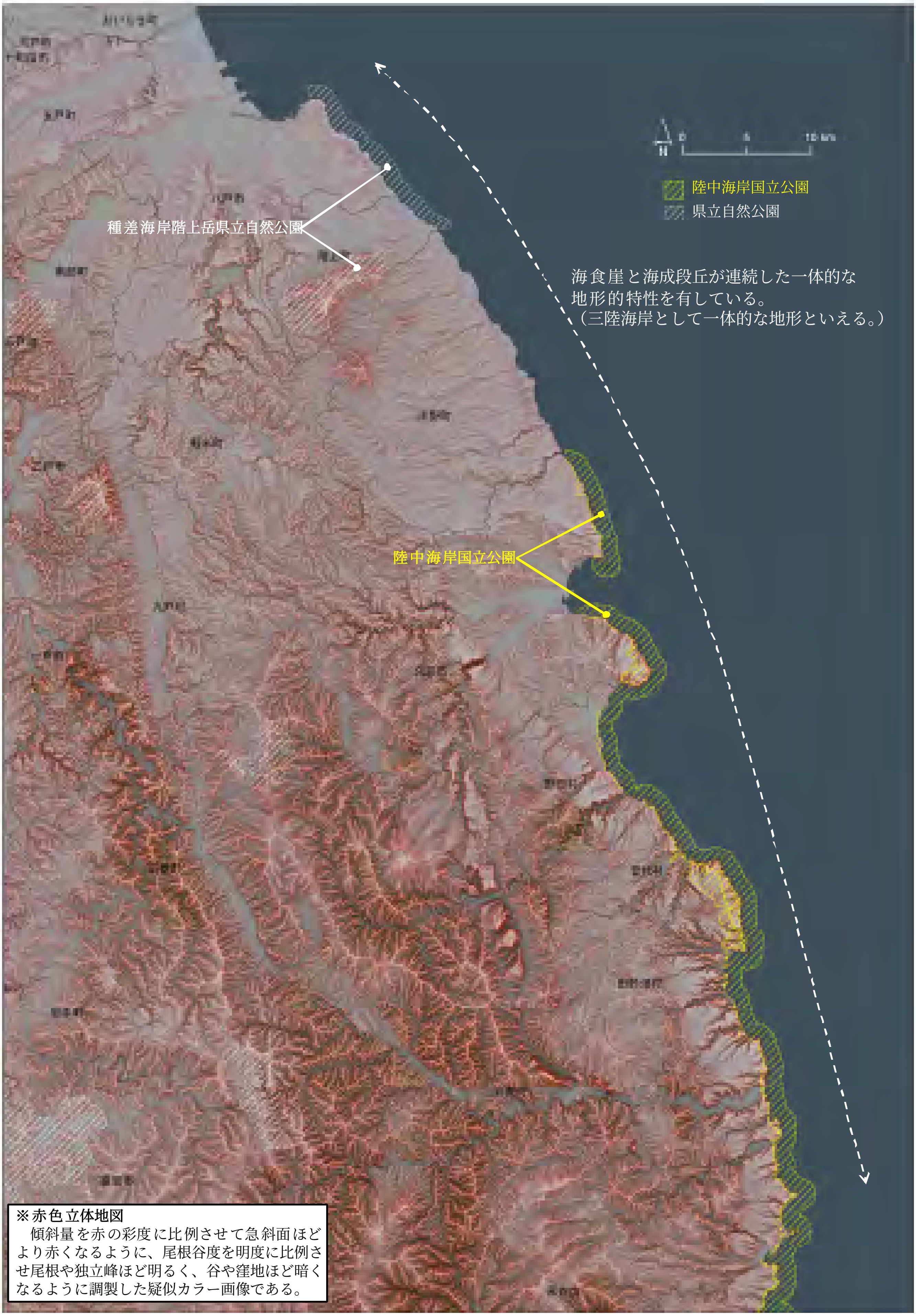

図 2-3 種差海岸から陸中海岸国立公園に至る地形（赤色立体地図）

2.2.2　自然現象

- 種差海岸階上岳県立自然公園の大須賀海岸には、砂の上を歩くとキュッと鳴る「鳴砂の浜」が広がっている。大須賀海岸は「日本の渚・百選」にも選定されている。

大須賀海岸は砂浜の幅 100～200m、全長約 2kｍの海岸で「鳴砂の浜」として知られ、「日本の渚・百選」にも選定されている。鳴き砂は前日に雨が降ると良く鳴くと言われている。

なだらかに続く白い砂浜は遊歩できる砂浜としては東北北部で最大のもので、種差海岸階上岳県立自然公園・第 2 種特別地域に指定されて保護が図られている。2007 年 9 月 27 日には「2007 年全国鳴砂サミット IN はちのへ」がここで開催されている。

※背景図は種差海岸階上岳県立自然公園公園計画（保護規制計画）図

図 2-4　種差海岸でみられる自然現象位置図

2.2.3　生態系

（1）　重要な植物及び植物群落の分布

- 種差海岸階上岳県立自然公園指定範囲には、海岸部を特徴づける典型的な植生として、ハマギクやコハマギク、ラセイタソウ、ハマニンニク等からなる海浜植生が分布している。
- 種差海岸は、南下する寒流と北上する暖流の影響を受けるため、分布の南限あるいは北限となる植物が見られ、約 640 種類の海浜植物等が生育する。
- 淀の松原や種差芝生地など人の営みとともに維持されてきた植生も種差海岸における特徴的な植物群落といえる。
- 一方で、洋野町以南の海岸部には、特筆すべき植物及び植物群落の分布がみられない。
- 海域では、八戸市、階上町、洋野町の沿岸部に藻場が断続的に広く分布している。

表 2-2 重要な植物及び植物群落一覧

<table>
<tr><th colspan="2">植物群落名</th><th>概　　要</th></tr>
<tr><td rowspan="4">典型的な海浜植生</td><td>・ハマオトコヨモギ－コハマギク群集
・コハマギク群落</td><td>海岸断崖地や崩壊斜面に成立する海岸砂丘植生で、大須賀海岸などに分布する。ハマオトコヨモギ、コハマギク、キリンソウ、アサツキ、スカシユリ等が混生する。</td></tr>
<tr><td>ラセイタソウ－ハマギク群集</td><td>海岸の断崖地に成立する風衝草原。ハマギクが優占し、断崖下部の岩礫の堆積地ではマット状の群落を形成する。ハマギクは太平洋岸にのみ分布し、種差海岸が分布の北限となっている。</td></tr>
<tr><td>ハマニンニク-コウボウムギ群落</td><td>砂丘最前線の不安定地に成立する草本群落で、コウボウムギが優占し、地域によってハマニンニク、ハマグルマ等が混生する</td></tr>
<tr><td>砂丘植生</td><td>海岸砂丘に形成される矮生低木群落または草本群落。</td></tr>
<tr><td rowspan="8">特定植物群落</td><td>鮫海崖植物群落</td><td>ハマギク、ハマナス、オオハナウドの群落。植物群落レッドデータ・ブック（NACS-J・WWFJAPAN,1996）において掲載される。</td></tr>
<tr><td>小舟渡平の海岸低木群落</td><td>ハマナス、ノイバラ、コハマナス等の海岸低木群落。コハマナス群落は県内で数箇所のみ、小規模に点在する貴重な群落。</td></tr>
<tr><td>小舟渡平のハマギク</td><td>海岸岸壁に発達するハマギク群落。小舟渡平が分布の北限。</td></tr>
<tr><td>小舟渡平の塩沼地植物群落</td><td>湧水と海水の飛沫で、海岸岩崖下部の沼周辺に塩沼地植物群落が発達する。</td></tr>
<tr><td>小舟渡平の海岸草本群落</td><td>ネムロスゲ群落が発達し、キリンソウ、ヒメヤブランが混生する。北方系の海岸草本群落を特徴づける群落。</td></tr>
<tr><td>大須賀のサクラソウ群落</td><td>サクラソウは、環境省レッドリストで準絶滅危惧（NT）、青森県ＲＤＢでは絶滅危惧種に指定される希少植物。</td></tr>
<tr><td>大須賀のミチノクヤマタバコ</td><td>大須賀海岸がミチノクヤマタバコの北限自生地。分布上貴重な植物群落。</td></tr>
<tr><td>種差海岸のマルバダケブキ</td><td>種差～大須賀海岸がマルバダケブキの分布北限地。マルバダケブキのほか、オオシュロソウ、マイヅルソウ等が混生。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>淀の松原</td><td>戦前に植えられた樹齢 80 年以上の松並木。</td></tr>
<tr><td>種差芝生地</td><td>鎌倉以前から続いていた馬の放牧によって維持されていたシバ草原。現在は高頻度の草刈管理によって維持されている。</td></tr>
</table>

(2) 動物の重要な生息地

・ 種差海岸には、ウミネコの繁殖地が蕪島、弁天島に分布している。とくに蕪島は約 4 万羽が繁殖し、間近で営巣の様子を観察できる国内唯一の繁殖地となっており、国指定天然記念物、重要野鳥生息地（ＩＢＡ、日本野鳥の会選定）となっている。

表 2-3 重要な生息地一覧

生息地	概　　要
蕪島	ウミネコの繁殖地。約 4 万羽が飛来する。蕪島は国指定天然記念物（蕪島ウミネコ繁殖地）に指定され、また、重要野鳥生息地（ＩＢＡ）に選定されている。
恵比寿浜漁港	コクガン（国指定天然記念物、環境省・絶滅危惧Ⅱ類）が冬鳥として飛来し、バードウォッチングの場となっている。ウキやロープにつくノリがコクガンの主な餌になっている。
白岩	ヒメウ（環境省・絶滅危惧ＩＢ類）、ウミウの越冬地となっている。繁殖はしていない。
弁天島	ウミネコの繁殖地となっている。種差海岸では蕪島についで飛来数が多い。 約 800～1,000 羽が繁殖している。

上記のほか、種差海岸一帯は猛禽類のハヤブサもよく飛来するなど、その生息地となっている。

■重要な生態系及び動植物の重要な生息・生育地（北部）

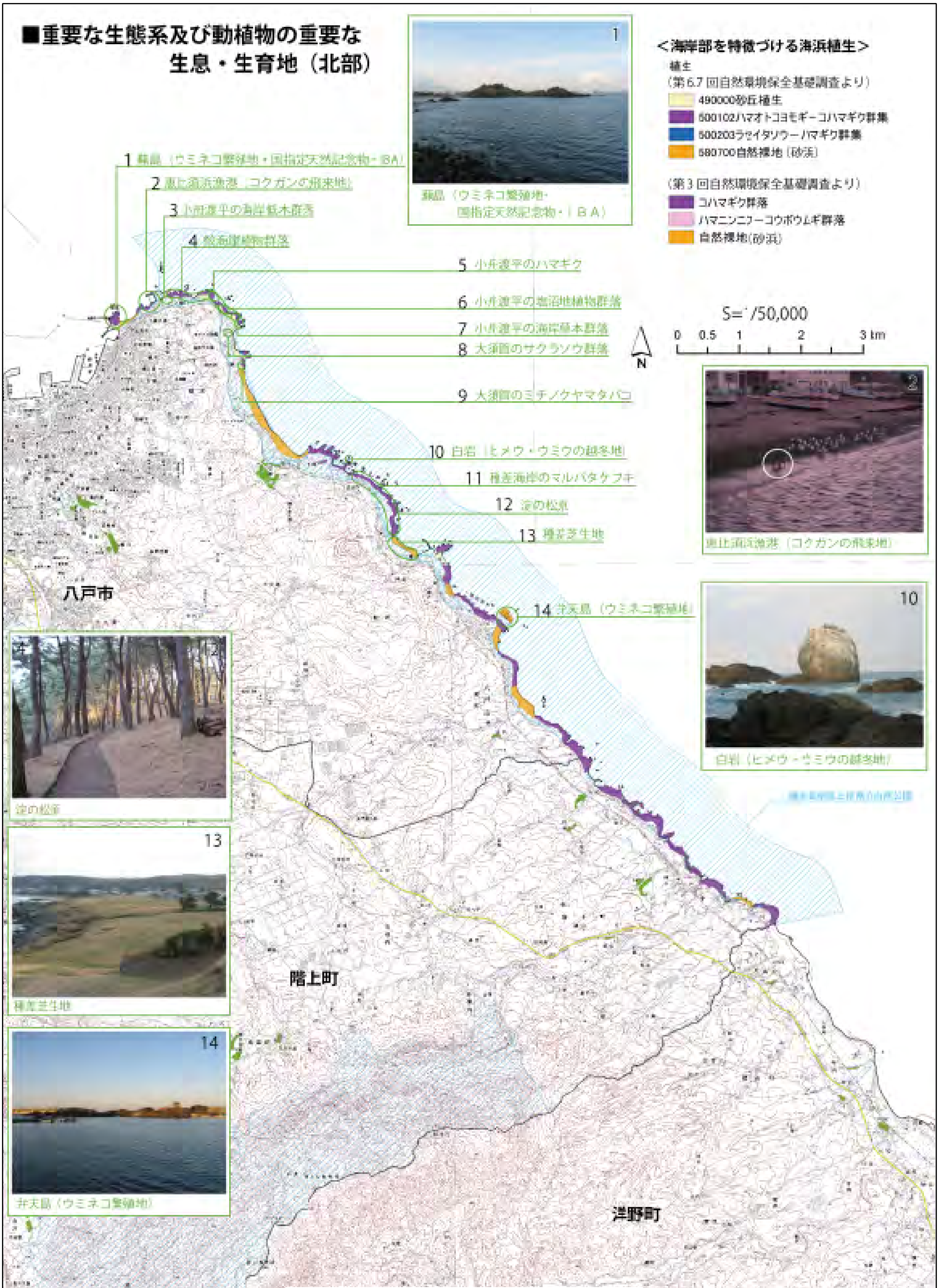

図２５ 重要な生態系及び動植物の重要な生息･生育地 ⑴

■重要な生態系及び動植物の重要な生息・生育地（北部）：自然海岸・藻場の分布

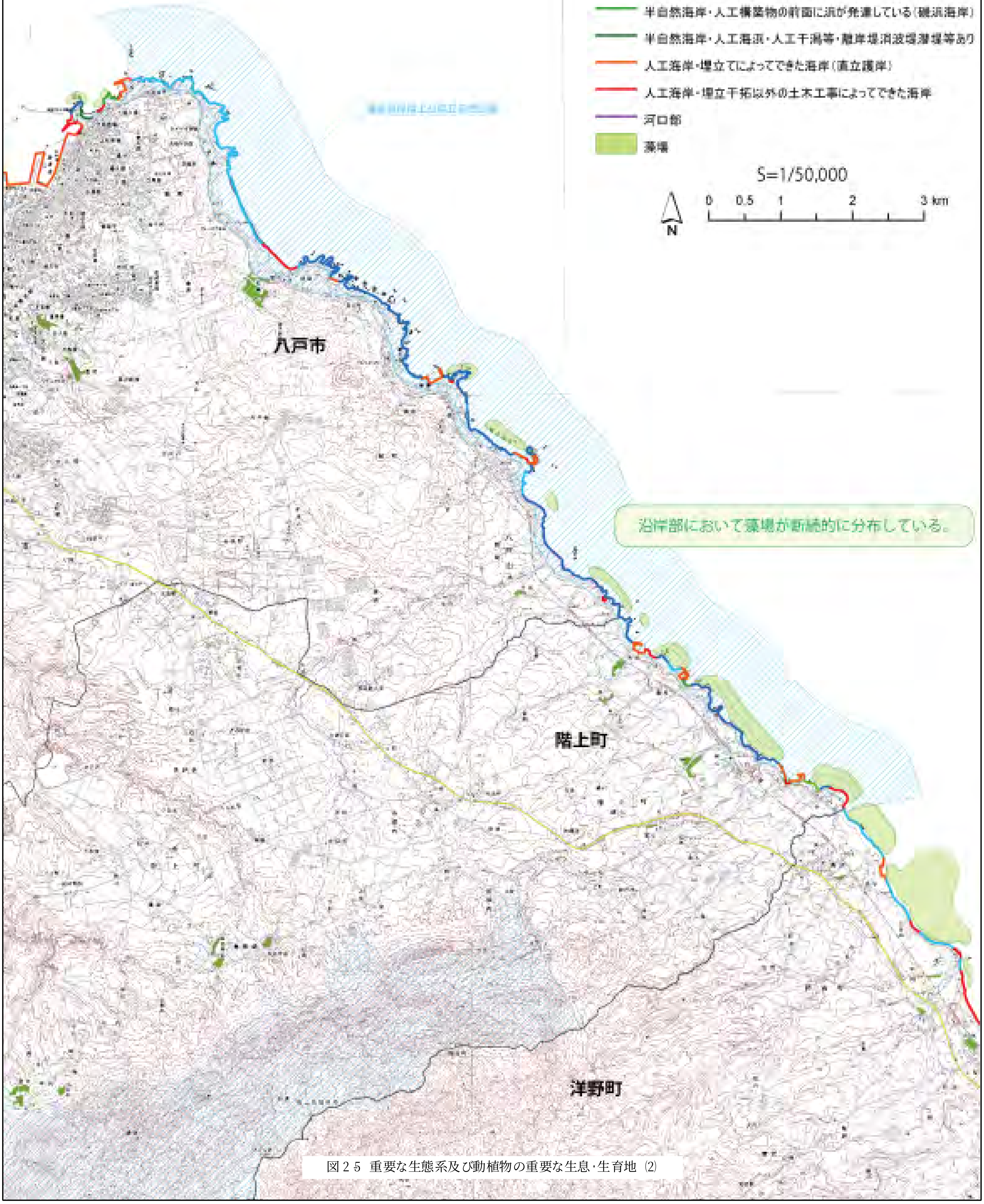

図２５ 重要な生態系及び動植物の重要な生息･生育地 ⑵

■重要な生態系及び動植物の重要な生息・生育地（南部）：自然海岸・藻場の分布

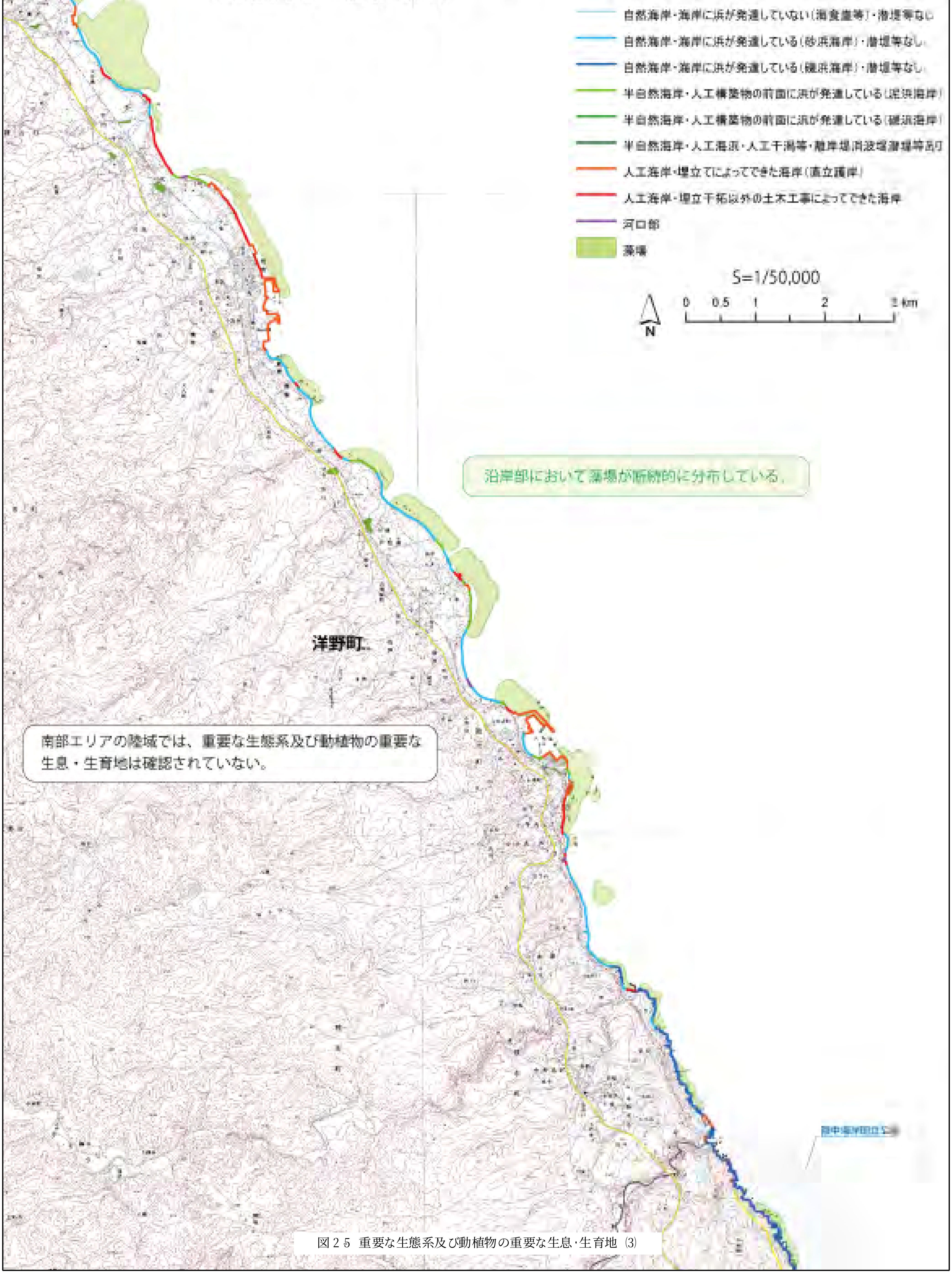

図２５ 重要な生態系及び動植物の重要な生息･生育地 (3)

2.2.4　文化財・文化的景観

- 蕪島の南から大久喜に至る延長 12 キロに及ぶ海岸とその後背地を含めた約 880 ヘクタールが国の名勝（昭和 12 年 12 月 21 日）に指定されている。
- 種差海岸には日本の 100 選等に認定される景観や文化的な資源が多く見られるなど、変化に富んだ風光明媚な景観が特徴となっている。
- このような景観は、映画やテレビドラマのロケーション地となり数多くの名作の舞台に利用されている。
- 種差海岸には、これまで司馬遼太郎、大町桂月、佐藤春夫をはじめとした文学者、吉田初三郎、東山魁夷などをはじめとした芸術家など多くの著名人が訪れ、風光明媚な景勝の地を絶賛し、多くの作品にその印象が描かれている。
- 岩礁海岸には、釜の口(かまのくち)、縄掛岩(なわかけいわ)、白岩(しらいわ)など名前の付けられた岩が点在している。

表 2-4　種差海岸に関する主な文化的景観一覧

名　　称	認定年	対　象
日本の白砂青松 100 選	昭和 62 年	種差海岸
新日本観光地百選	昭和 62 年	八戸
日本の音風景百選	平成　8 年	八戸港・蕪島のウミネコ
日本の渚・百選	平成　8 年	大須賀海岸
日本の灯台 50 選	平成 10 年	鮫角灯台
遊歩百選	平成 14 年	種差海岸遊歩道
美しい日本の歩きたくなるみち 500 選	平成 16 年	種差海岸遊歩道
快水浴場百選	平成 18 年	白浜海水浴場

名勝種差海岸の代表的な景観である種差芝生地

http://photofriend.jp/photo/choice/56576/1447783/より

表 2-5 著名な文学者、芸術家と種差海岸との関わり

氏　名	種差海岸との関わり
司馬遼太郎	司馬氏のライフワークとしていた「街道へ行く」の取材のため、昭和 47 年に八戸を訪問。同シリーズ「陸奥のみち」において種差海岸の美しさを「どこかの天体から人が来て地球の美しさを教えてやらなければならないはめになったとき、一番にこの種差海岸に案内してやろうとおもったりした。」と表現している。
大町桂月	明治後期に文学者・大町桂月が鮫～種差海岸を訪れて、種差海岸の風景を絶賛して以来、全国に知られるようになったといわれている。大町桂月は種差海岸を「一望二十万石の眺め」と絶賛している。
佐藤春夫	詩人・佐藤春夫は昭和 29 年に紀行文の一部において種差海岸を絶賛している。 「それにしても日本全国に海岸線はずいぶん長いが、こんな海岸風景はまたと二つはあるまいと思ひ、思いのままになるものなら、あの松原のはずれあたりにせめては春から夏の末ぐらいまで住んで見たいやうな空想までした。美しい海べ――佐藤春夫」
吉田初三郎	大正の広重と呼ばれた画家。昭和 7 年に八戸市鳥瞰図を作製するために八戸を訪れた際、種差海岸を見て『ここは日本八景の「室戸岬」や東洋一の景勝地と言われる「海金剛」にも勝る日本一の海岸美』と絶賛した。3 年をかけてアトリエ兼別邸「潮観荘」を種差に建設し、そこを活動の拠点として作品を制作した。また、種差海岸の名勝指定にも大きく貢献したと言われている。 八戸市鳥瞰図（吉田初三郎）
東山魁夷	日本画家。昭和 15 年と 25 年に種差海岸をを訪れ、代表作「道」という作品を完成させた。現在、葦毛崎展望台から大須賀海岸へ通じる道路沿いに「道」の標柱が建てられており、東山氏が見た風景の面影を今に残している。
草野心平	昭和 28 年に種差海岸を散策し、詩集「凹凸」において、「種差海岸」という詩を残している。散策の途中で目にした、水平線から登る大きな月を「ザボンのような満月」と表現している。

2.2.5 景観利用、自然環境の利用施設及び利用概況

・ 蕪島～小舟渡に至る種差海岸の海岸線は、荒波の浸食によってできた海食崖や岩礁海岸、広大な砂浜、自然の芝生が自生する種差芝生地など、変化に富んだ独特の景観が形成され、海岸線に整備された遊歩道から多様な自然景観を楽しむことができる。
・ 一方で、洋野町に入ると自然海岸よりも人工的な護岸（防潮堤）が多くなり、海岸部の利用地点は限定的で、種市海浜公園と一部のサーフポイント以外は、ほとんど利用されていない。(漁港、港湾における釣りの利用はある。)
・ 陸中海岸国立公園から北につらなる中野海岸は、現在の国立公園から連続する岩礁海岸がみられ、景勝地となっている。
・ 釜の口などの海岸の岩礁地ではロッククライミングが季節を問わずに行われている。

表 2-6 主要な利用施設における近年の利用者数

施設名	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	備考
蕪島海水浴場	-	-	13,790	
白浜海水浴場	127,000	78,000	40,650	
種差海岸野営場	552	356	410	
水産科学館マリエント	43,833	56,032	57,990	
蕪島（蕪島まつり）	40,000	110,000	120,000	
小舟渡園地（いちご煮まつり）	-	38,500	43,000	
種市海浜公園	11,801	10,016	14,132	海水浴場客数
	1,270	875	993	キャンプ場宿泊者人数
	453	320	305	テント張り数

■主要な自然景観資源等分布図（北部）

図２６ 主要な自然景観資源の分布 ⑴

■主要な自然景観資源等分布図（南部）

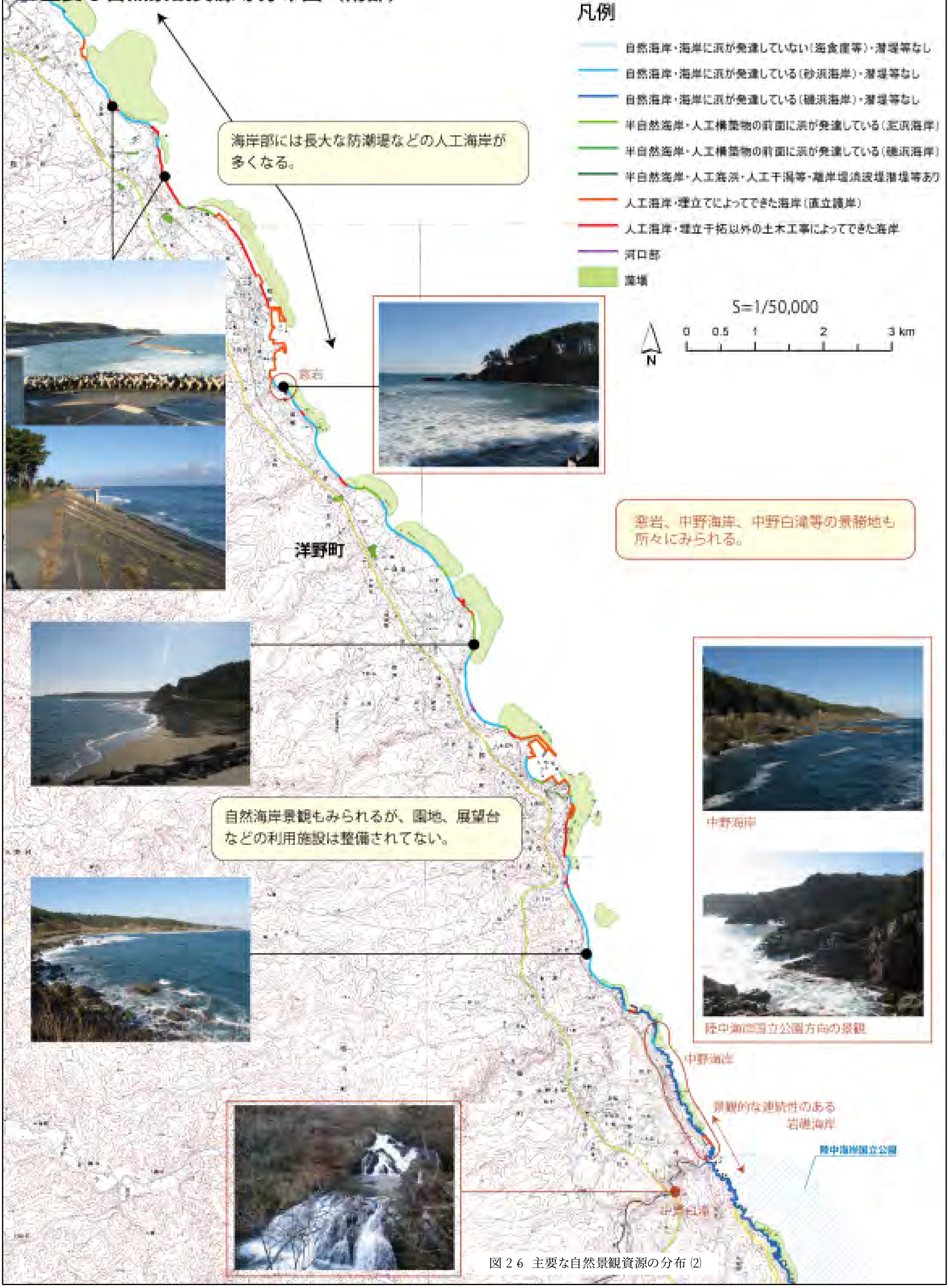

図２６ 主要な自然景観資源の分布 ⑵

■自然環境の利用施設及び利用地点（北部）

図２７ 自然環境の利用施設及び利用地点(1)

■自然環境の利用施設及び利用地点（南部）

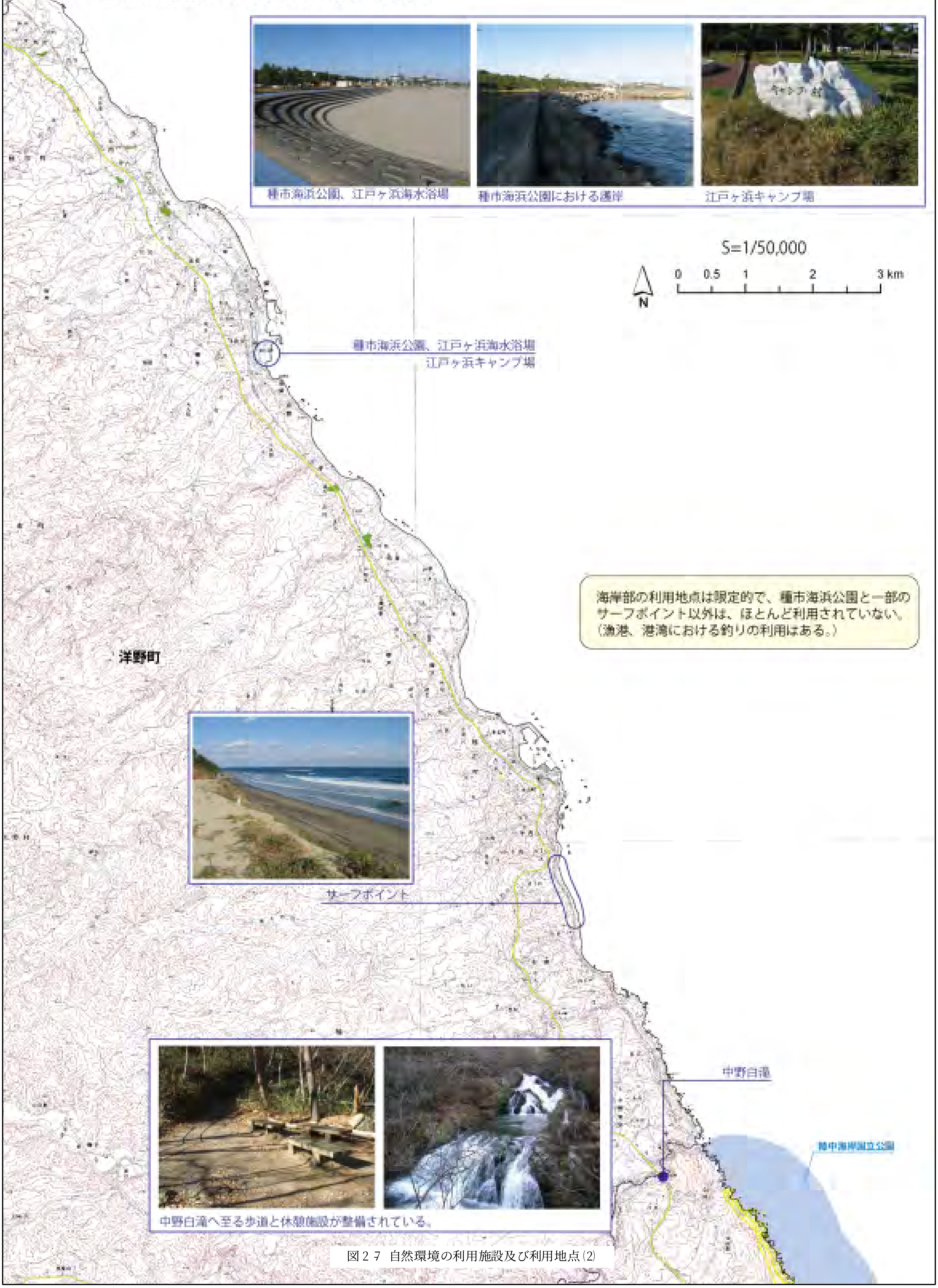

図２７ 自然環境の利用施設及び利用地点(2)

2.2.6　地域社会

（1）　土地所有状況

現在の種差海岸階上岳県立自然公園の指定区域（八戸市、階上町）となっている面積 2,406ha の範囲は、すべてが私有地となっている（「種差海岸階上岳県立自然公園指定書及び公園計画書」（平成 22 年 3 月 31 日）より）。

また、洋野町へのヒアリングによって、洋野町海岸部の土地所有はほとんどが地域の共有地という位置づけになっているとの情報を得ている。

公園拡張候補地に位置する各自治体（八戸市、階上町、洋野町、青森県）に土地所有状況図の有無についてヒアリングしたところ、公園拡張候補地における土地所有状況を整理した図面等は存在しないため、土地所有状況を詳細に確認するためには公図をもとに再整理する必要がある。

（2）　法規制

1）　種差海岸階上岳県立自然公園

八戸市と階上町にまたがる海岸域と階上岳一帯の約 2,406ha が種差海岸階上岳県立自然公園に指定されている。

種差海岸階上岳県立自然公園は昭和 28 年 6 月 10 日に種差海岸県立自然公園として指定され、昭和 49 年 10 月 3 日に階上岳・階上海岸地区が編入されて現在の名称となった。昭和 56 年に公園区域の一部変更、昭和 61 年に公園区域及び公園計画の全般的な見直し、平成 22 年 3 月に公園区域及び公園計画の見直しが行われ、現在に至っている。

①　保護規制計画

種差海岸階上岳県立自然公園の公園計画図を図 2-8 に示す。地域地区別・市町別の面積は以下のとおりである。公園区域の大半が特別地域に指定されて保護が図られている。

表 2-7　地域地区別･市町別の面積（面積：ha）

	特別地域				普通地域（陸域）	合計
	第1種	第2種	第3種	小計		
八戸市	28	128	38	194	48	242
階上町	40	4	2,118	2,162	2	2,164
合計	68	132	2,156	2,356	50	2,406

②　利用施設計画

種差海岸階上岳県立自然公園には園地、野営場、車道、歩道のみが計画されている。各施設の公園事業執行状況は表 2-6 に示すとおりである。

表 2-8 利用施設計画と公園事業執行者

種 別	番 号	事 業 名	執行者名
単独施設	1	蕪島園地	八戸市
	2	鮫角園地	八戸市
		S61.6.7 鮫角園地及び葦毛崎園地に分離	
	3	葦毛崎園地	不明※
	4	白浜園地	(未執行)
	5	白浜野営場	(未執行)
	6	種差園地	八戸市
	7	種差海岸野営場	八戸市
	8	高岩園地	八戸市
	9	大久喜園地	(未執行)
	10	金浜園地	八戸市
	11	大蛇園地	階上町
	12	小舟渡園地	階上町
	13	寺下観音園地	階上町
	14	階上岳山頂園地	階上町
	15	階上岳山頂野営場	階上町
車道	1	蕪島･白浜線道路 (車道)	青森県
	2	階上岳線道路 (車道)	階上町
歩道	1	種差海岸線道路 (歩道)	八戸市
	2	階上岳登山線	(未執行)

※執行状況不明（青森県環境生活部自然保護課より）。

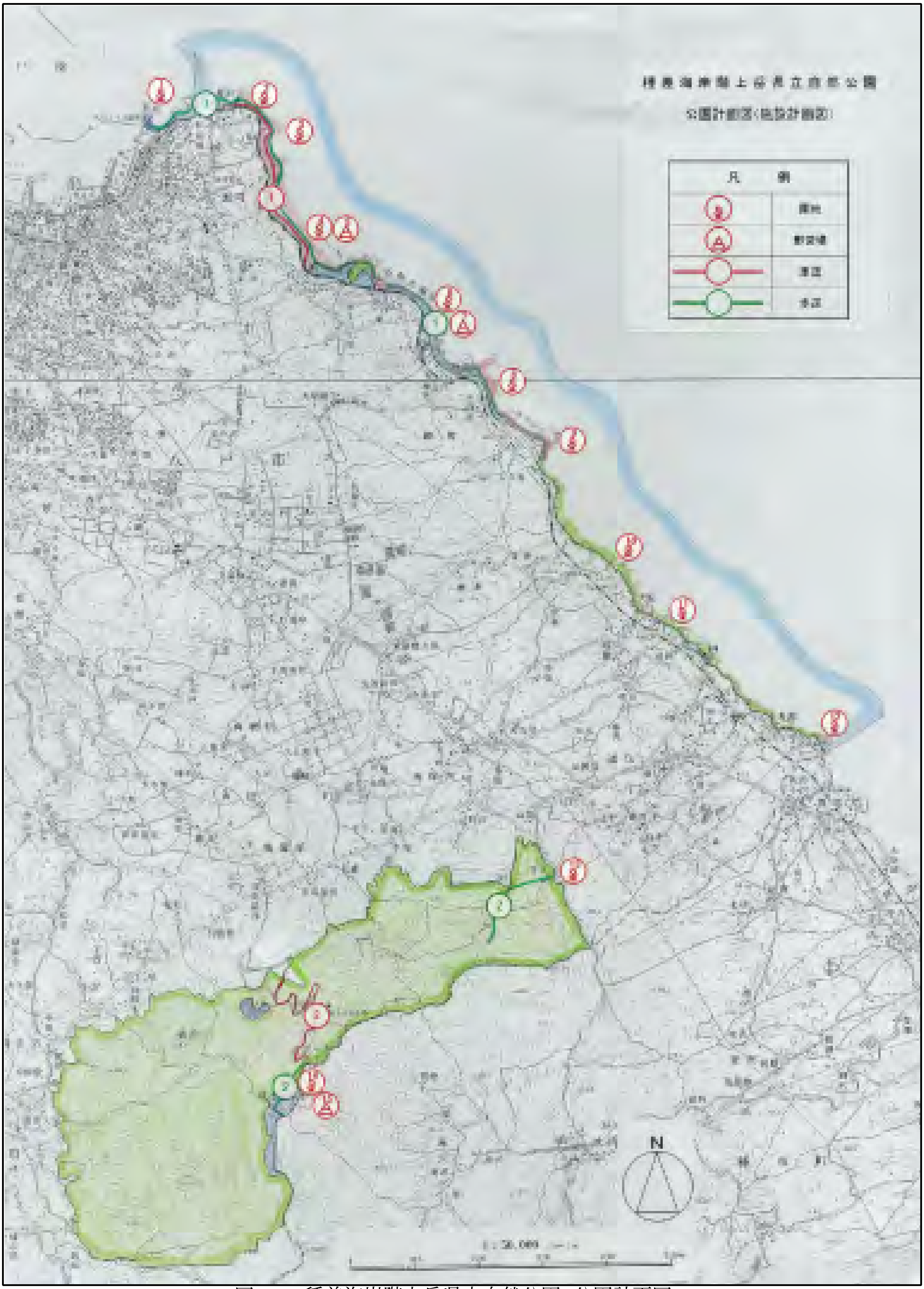

図 2-8　種差海岸階上岳県立自然公園　公園計画図

2) 自然環境保全地域等

調査対象地域には、自然環境保全法による自然環境保全地域、青森県自然環境保全条例による自然環境保全地域、開発規制地域、緑地保全地域の指定地域は存在しない。

3) 鳥獣保護区

鳥獣保護区位置図を図 2-9 に示す。

海岸部では、八戸市内において鮫鳥獣保護区（県指定：3520ha）が指定され鳥獣の捕獲が禁止されている。そのうち、ウミネコ繁殖地である蕪島は全島 2ha が鳥獣保護区特別保護地区（県指定）に指定されており、工作物の新築・改築・増築、水面の埋立・干拓、木竹の伐採などの行為には都道府県知事の許可が必要となる。また、蕪島では、ウミネコの繁殖期間は、ウミネコ保護監視員（八戸市雇用）が 24 時間常駐し、監視にあたっている。

4) 農業振興地域の整備に関する法律

農業振興地域農用地区域の位置を図 2-10 に示す。

農業振興地域の整備に関する法律では、総合的に農業の振興を図り、農用地として保全していくべき土地について農用地区域に指定している。調査対象地域のうち、階上町、洋野町では海岸に近い場所においても農業振興地域農用地区域の指定がみられる。現在の種差海岸階上岳県立自然公園の公園区域では農業振興地域農用地区域の指定はない。

5) 都市計画法

八戸市域では現在の種差海岸階上岳県立自然公園の公園区域を含む海岸部まで市街化調整区域となっている（図 2-10 参照)。階上町、洋野町には都市計画区域はない。

6) 保安林

保安林位置図を図 2-11 に示す。保安林指定区域では伐採行為が制限されるとともに、その他の土地の形質の変更についても都道府県知事の許可が必要となるなどの規制がある。

現在の種差海岸階上岳県立自然公園の公園区域内には保安林はない。洋野町では海岸部の所々で保安林に指定されている森林がみられる。

7) 漁業権、港湾区域、漁港区域、海岸保全区域

漁業権、港湾区域、漁港区域、海岸保全区域の分布を図 2-12 に示す。

調査対象範囲の海岸部では漁港が多くみられる。また、階上町、洋野町においては漁港区域以外の海岸の多くは海岸保全区域に指定されている。海岸保全区域は、津波、高潮などによる海水の侵入や海岸の侵食及び地盤の変動によって引き起こされる被害から防護する必要がある海岸を指定したものであり、公園区域の設定に際しても留意する必要がある。八戸市の海岸部では、海水浴場のある白浜、大須賀海岸が海岸保全区域に指定されている。

現在の種差海岸階上岳県立自然公園の北部海域の境界線は、八戸港の港湾区域との境界となっている。

沿岸域では区画漁業権の設定された水域も多く、水産物の養殖、漁場として利用されている。

表 2-9 調査対象地の海岸保全区域における計画事項、整備予定施設など

	海岸保全の方向性	海岸保全区域	計画事項、整備予定施設など
青森県	越波被害に対する防護をすすめる。また、美しい景観や自然環境の保全、豊かな水資源への配慮が必要である。	白浜海岸	海岸保全施設の種類：人工リーフ
		道仏海岸	（海岸保全施設を整備する区域となっていない）
		大蛇海岸	（海岸保全施設を整備する区域となっていない）
		榊海岸	海岸保全施設の種類：離岸堤
		小舟渡海岸	（海岸保全施設を整備する区域となっていない）
岩手県	○海岸災害から、地域の人命、財産を守り、国土の保全に努める。 ○地域に広がる豊かで美しい自然環境の保護・保全に努める。 ○水産業、港湾、観光、レクリエーション等の沿岸利用を通じて地域振興の寄与に努める。 ○三陸北沿岸のあるべき姿の海岸づくりを考え、次世代に引き継ぐ。	大谷地海岸	・保守点検体制の充実、防護・保全施設の維持管理を実施。 ・施設の健全度を維持・確保する
		平内海岸	・津波対策施設を充実（嵩上げ）して津波への防護を確保。 ・海岸保全に必要な施設を検討して、その整備を実施。（堤防（嵩上げ）、沖合施設、水門）
		種市海岸	・保守点検体制の充実、防護・保全施設の維持管理を実施。 ・施設の健全度を維持・確保する
		玉川海岸	・保守点検体制の充実、防護・保全施設の維持管理を実施。 ・施設の健全度を維持・確保する
		小子内海岸	・遠隔化により津波時の海岸保全施設の迅速かつ安全な管理を実現。（水門（遠隔化）） ・保守点検体制の充実、防護・保全施設の維持管理の実施。
		坂下海岸	・現状の海岸環境の継承。
		原子内海岸	・保守点検体制の充実、防護・保全施設の維持管理を実施。 ・施設の健全度を維持・確保する ・利用者（サーフィン等）の快適性を高めるため、海浜の保全に努める。
		有家海岸	・現状の海岸環境の継承。

※「下北八戸沿岸海岸保全基本計画」（青森県,平成 15 年）、「三陸北沿岸海岸保全基本計画・三陸南沿岸海岸保全基本計画」（岩手県,平成 15 年）より抜粋。

図２９ 鳥獣保護区位置図

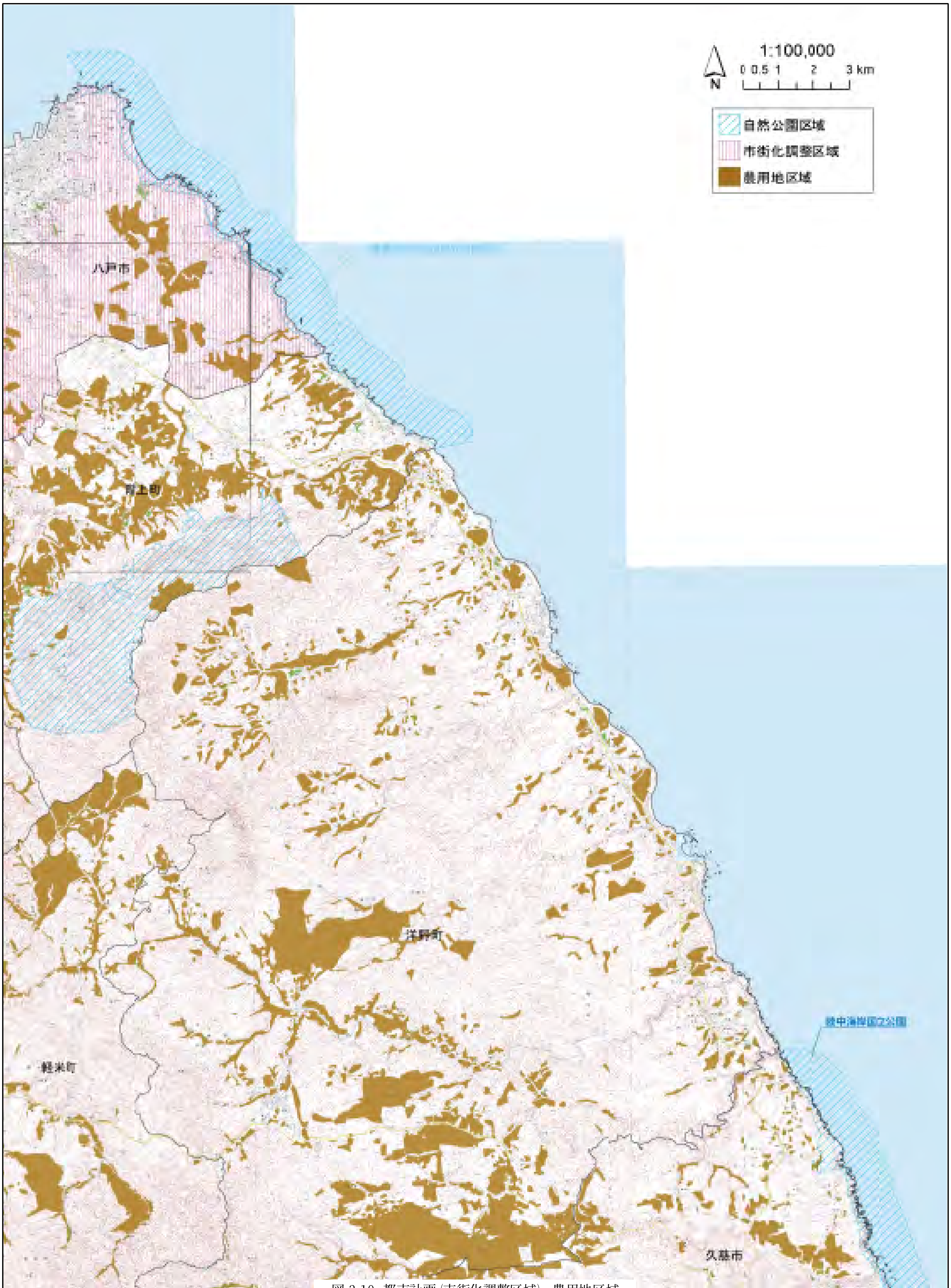

図 2 10 都市計画（市街化調整区域）、農用地区域

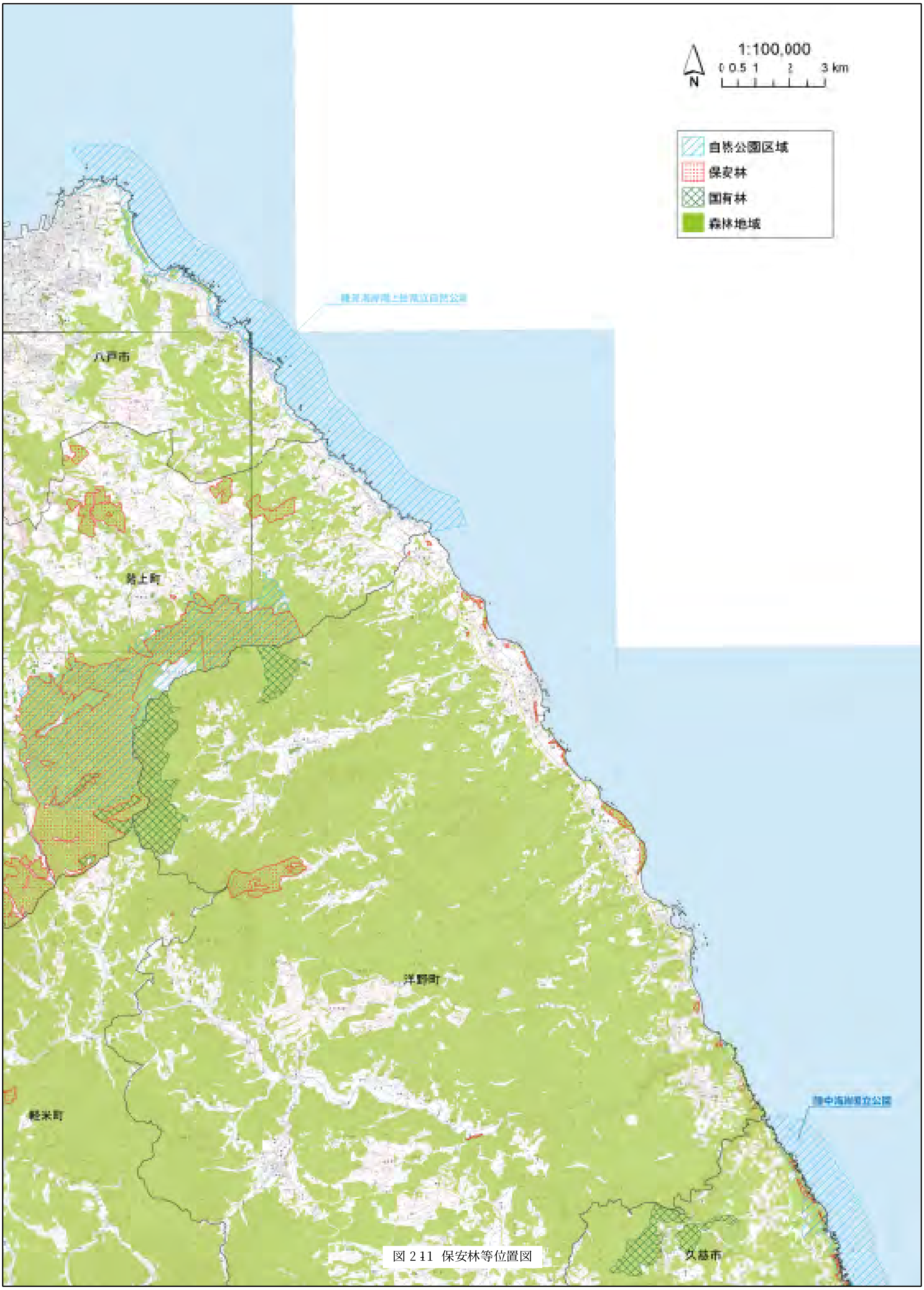

図 2 11　保安林等位置図

■漁業権・港湾・漁港等位置図（北部）

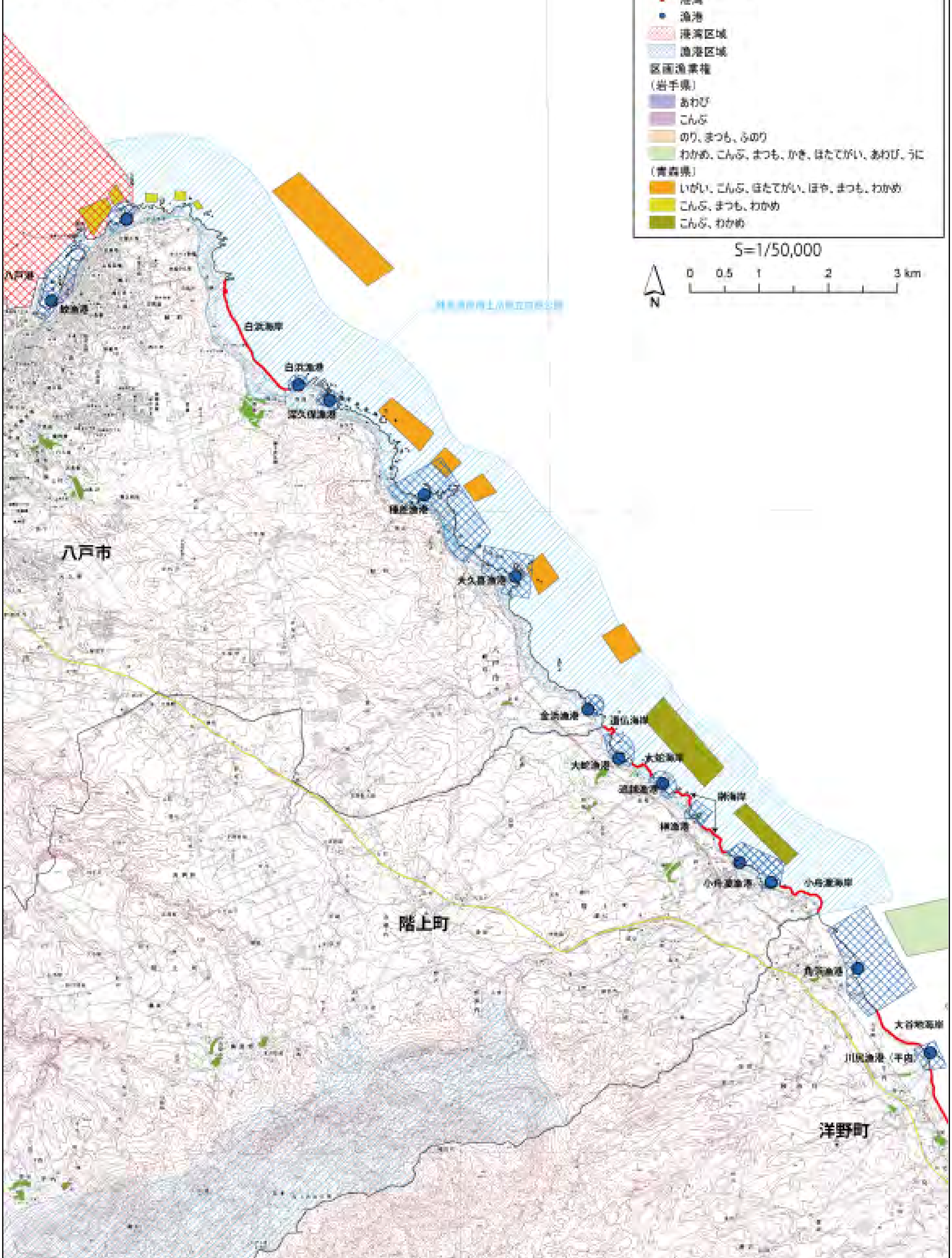

図 2-12　漁業権、港湾区域、海岸保全区域位置図 (1)

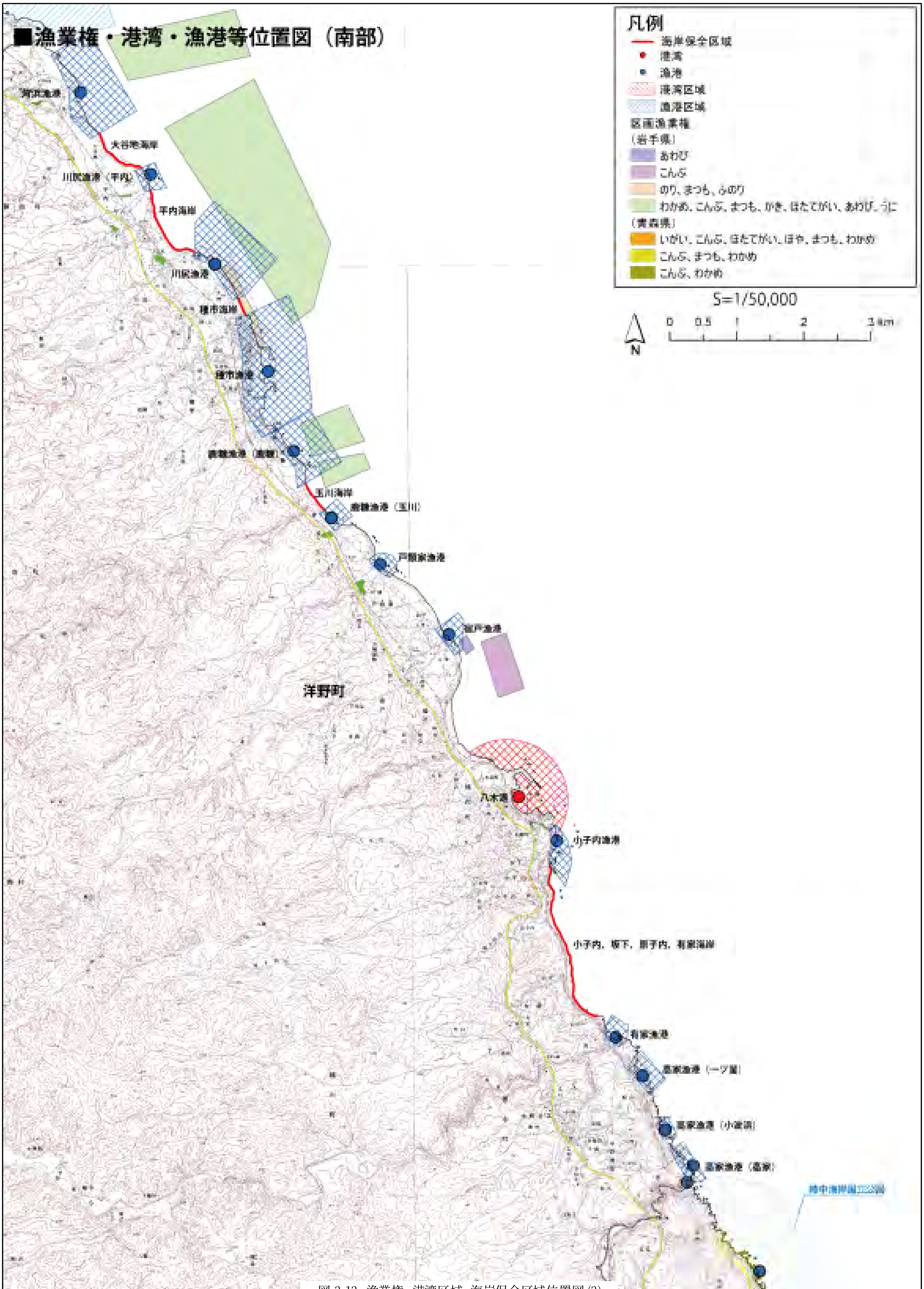

図 2-12　漁業権、港湾区域、海岸保全区域位置図 (2)

(3) 地域の取り組み・活動

1) 自治体の取り組み・関連計画

八戸市では、種差海岸階上岳県立自然公園の自然景観の保持及び環境美化を目的として草刈、清掃活動等の活動に力を入れている。

表 2-10 八戸市による環境美化等の取り組み

業務名	内容
種差海岸地域風致保護及び清掃業務	蕪島から金浜までの風致保護業務を11地区(8団体)に分け、地元観光協会·町内会等に委託
種差海岸芝生草刈業務	種差海岸芝生の草刈。シルバー人材センターを利用して芝の管理を行っている(13 回/年)。
種差海岸芝生地域等清掃業務	種差芝生地域の清掃
種差海岸内観光地 ごみ収集運搬処理業務	県立自然公園種差海岸内のごみ収集運搬処理
種差海岸公衆便所清掃業務	種差海岸の公衆便所17ヶ所の清掃
葦毛崎地域遊歩道維持管理作業	葦毛崎地域の遊歩道の草刈り及び路面整備作業
種差海岸公衆便所浄化槽維持管理作業	種差海岸一帯の公衆便所の浄化槽12ヶ所の維持管理の作業
種差海岸砂浜清掃業務	ビーチクリーナーによる大須賀浜、白浜海水浴場の砂浜清掃 。八戸市がビーチクリーナーバギーを貸与し、民間(鮫観光部会、鮫漁業部会)がビーチクリーン活動を行っている。

2) ＮＰＯ等地域の活動団体による取り組み

・ 種差海岸では自治体による清掃事業だけでなく、古くから地域の様々な団体による清掃・草刈活動、美化活動が盛んに行われている。
・ 八戸市ではクリーンパートナー登録団体を募集しており、登録団体による種差海岸清掃ボランティア活動が行われている。登録団体に対しては八戸市がごみ袋の提供や拾い集めたごみの回収などの活動支援をしている。
・ 種差海岸ボランティアガイドクラブがツアーガイド等を実施している。
・ 階上町ではボランティアガイドが組織され、観光ガイド活動が行われている。

表 2-11 地域による海岸･草刈等の清掃活動 (平成 21 年度)

	実施月日	清掃場所	参加者数	協力機関及び参加団体名	備考
1	4月4日	葦毛崎展望台周辺	50	陸上自衛隊八戸駐屯地 曹友会	
2	4月18日	蕪島周辺(集積所)	400	海上自衛隊	
3	4月26日	金浜小学校～海岸一帯 (金浜漁港集積所) ⇒荒天のため6月に延期	15	金浜町内子ども会	
4	5月6日	蕪島周辺(集積所)	30	八戸南ロータリークラブ	
5	5月10日	八戸水産公社～葦毛崎展望台 (今野建設車で独自搬入)	65	八成会	
6	5月15日	種差海岸	50	八戸東ロータリークラブ	
7	6月7日	葦毛崎～白浜海水浴場	80	八戸市鴎盟大学学友会	
8	6月8日	大久喜海岸	100	大久喜小学校	
9	6月20日	白浜海水浴場	119	八戸工業大学第二高等学校	
10	〃	公衆トイレ(種差キャンプ場、棚久保、棚久保南)、芝生地清掃	40	(社)倫理研究所 八戸市倫理法人会	
11	6月27日	釜の口	30	八戸市職員ボランティア	
12	7月21日	鮫、白銀地区海岸線	463	青森県立八戸水産高等学校	
13	7月25日	白浜海水浴場	150	大平洋金属八戸労働組合	
14	〃	葦毛崎展望台～白浜海水浴場	40	テルウェル東日本㈱八戸116センター	
15	8月9日	蕪島海水浴場	15	Mクリーン	
16	8月23日	蕪島海水浴場	20	(社)青森県柔道整復師会八戸支部	
17	8月23日	白浜海岸	70	AIRジャパン八戸支部	
18	8月29日	白浜	60	FOUR LEAF	
19	9月13日	大須賀海岸	10	八戸ローターアクトクラブ	
20	9月14日	大久喜海岸	100	大久喜小学校	
21	10月9日	鮫地区～蕪島一帯	214	青森県立八戸南高等学校	
22	10月9日	白浜海水浴場～種差海岸	282	八戸第二養護学校 光星学院保育福祉課	
23	10月10日	蕪島～マリエント	85	明治安田生命(担:中嶋氏)	
24	10月24日	芝生地～深久保漁港	350	八戸信用金庫	
25	10月25日	芝生地	10	Mクリーン	
26	10月31日	葦毛崎展望台～白浜海水浴場	30	河原木電業	
			2,878		

表 2-12 地域による海岸･草刈等の清掃活動（平成 22 年度）

	実施月日	場　所	参加者数	協力機関及び参加団体名	備考
1	4月4日	葦毛崎展望台～大須賀海岸	50	曹友会（陸自）	
2	4月10日	蕪島海浜公園～マリエント	200	上曹会（海自）	
3	4月18日	東奥日報販売㈱	7	蕪島	
4	4月26日	蕪島周辺	5	東日本コンクリート㈱	
5	5月5日	蕪島海岸	30	八戸南ロータリークラブ	
6	5月9日	八戸水産公社前～葦毛崎展望台	75	大成建設㈱八戸地区協力団体八成会	
7	5月14日	大須賀海岸	30	のぞみ園	
8	5月14日	種差海岸	55	八戸東ロータリークラブ	
9	5月23日	種差海岸	10	Mクリーン	
10	6月6日	葦毛崎～白浜海水浴場	90	八戸市鴎盟大学学友会 （大須賀海岸清掃ウォーク）	
11	6月12日	大須賀海岸～白浜海岸	130	八戸工業大学第二高等学校 情報ビジネスコース	
12	6月14日	蕪島	39	若菜建設㈱青森営業所	
13	6月19日	釜の口	50	八戸市職員ボランティア、青森県退 職校長会三八支部	
14	6月21日	大久喜海岸	100	大久喜小学校	
15	6月27日	種差天然芝生地	30	八戸市倫理法人会	
16	7月10日	蕪島～大久喜海岸	20	協同組合八戸管工事協会青年部会	
17	7月17日	白浜海水浴場		八戸市職員ボランティア	
18	7月21日	鮫地区、白銀地区海岸エリア	464	青森県立八戸水産高等学校	
19	7月31日	葦毛崎～白浜海岸	60	テルウェル東日本	
20	〃	白浜海水浴場	150	大平洋金属八戸労働組合	
21	8月8日	芝生地周辺	40	吉田産業	
22	8月20日	白浜海水浴場	40	東北電力八戸火力発電所	
23	8月22日	蕪島	20	青森県柔道整復師会八戸支部	
24	〃	白浜海岸	50	AIRジャパン八戸支部	
25	8月28日	白浜海水浴場	4	オリンパスメディカルサイエンス販売㈱	
26	9月12日	白浜海岸	15	光香園	
27	9月13日	大久喜海岸	100	大久喜小学校	
28	9月22日	葦毛崎展望台～種差天然芝生地	460	八戸第二養護学校 光星学院高等学校	
29	9月23日	白浜海岸	10	八戸ローターアクトクラブ	
30	9月25日	種差天然芝生地	200	イオン･サンデー	
31	10月3日	蕪島	30	連合青森八戸地域協議会	
32	10月8日	蕪島ほか鮫地区内	210	青森県立八戸南高等学校	
33	10月17日	蕪島周辺	5	青森県立理学療法士会八戸支部	
34	10月23日	種差海岸淀の松原	400	青い森信用金庫	
35	10月23日	葦毛崎展望台～大須賀海岸遊歩道	30	㈱河原木電業	
36	11月11日	種差海岸芝生地	10	八戸タウンクリーン協議会	
合　計			2,957		

表 2-13 種差海岸清掃ボランティア 主な活動団体

		過去6年間実施状況（観光課把握分）						実施年数	主な清掃場所	参加人数	グリーンパートナー	備考
		H16	H17	H18	H19	H20	H21					
1	陸上自衛隊 青友会	○	○	○	○	○	○	H5～（17年間）	葦毛崎周辺（崖含む）	30～150		昭和61年から有志が続けてきた活動を平成5年に青友会が受け継いだ。 崖の清掃など、通常できないような場所の清掃を実施している。
2	海上自衛隊 上曹会	○	○	○	○	○	○	H6～（16年間）	蕪島	100～400		蕪島まつりに合わせて清掃を実施している。
3	のぞみ園	○	○	○	○	○	○	H1～（21年間）	大須賀	50		S59頃から公共施設の清掃活動を実施。 H1からは大須賀で活動。 5月～10月にかけて毎週木曜日実施。（年間24回程度） **H19『海岸環境美化活動等表彰』（三八県民局）**
4	八戸東高校	○	○	○	○	○	○	S58～（27年間）	鮫地区	200～795	○	開校当時から遠足で種差海岸のごみ拾いを実施。 H13から「ボランティアデイ」を設定し、全校あげての清掃活動を実施。 **H20『はちのへエコ大賞』の「奨励賞」を受賞**
5	工大二高（情報ビジネスコース）	○	○	○	○	○	○	H16～（グリパ登録）	大須賀～白浜	75～120	○	
6	八戸水産高校	○	○			○	○	H3～（17年間）	鮫、白銀地区	463～480	○	H3から「八水クリーン作戦」と題して鮫・白銀地区の海岸清掃を実施。小型実習船を使用しての八戸港内の海上清掃も実施している。 **H21「はちのへエコ大賞」の「大賞」を受賞**
7	大久喜小学校	○		○		○	○	20年以上	大久喜	75～200	○	大久喜海岸と公衆トイレの清掃活動を年2回実施 **H18「はちのへエコ大賞」の「奨励賞」を受賞**
8	八戸ローターアクトクラブ	○	○		○	○	○	H18～（グリパ登録）	大須賀	10～15	○	
9	八戸信用金庫		○	○	○		○	H17～（グリパ登録）	葦毛崎～深久保	300～350	○	種差観光協会と連携し、遊歩道などの松の枝打を実施
10	AIRジャパン八戸支部		○		○	○	○	H16～（グリパ登録）	白浜	30	○	
11	連合青森三八地域協議会	○	○		○	○	○		蕪島	30～50		
12	太平洋金属 八戸労働組合			○	○	○	○	H19～（グリパ登録）	白浜	100～150	○	
13	八戸管工事協会	○		○	○	○	○		種差海岸内公衆トイレ	10～20		種差海岸内にある公衆トイレの清掃、設備点検、修繕等を実施。

(4)　地域における開発等の動向

各自治体（市町）へのヒアリングによって、地域における開発の動向を把握した。八戸市、階上町、洋野町における開発等の動向は以下のとおりである。国立公園区域の拡張に当たって支障となるような大規模な開発案件は存在しない。

■ 八戸市

・ 冬場の観光振興対策として休憩スペースの整備を計画している。
・ 漁船を利用した「ぐるっとツーリング」という社会実験を行っている。旅行商品の１つとして計画している。
・ 海岸部で計画している開発計画などはない。

■ 階上町

・ 漁港の一部が老朽化しており、現在、調査している。調査結果にもとづき、修繕や改修が行われる可能性がある。
・ そのほか、観光や利用に関して関連する計画等はない。

■ 洋野町

・ 具体的な計画となっているわけではないが、戸類家という集落では漁港がないため、漁港整備の要望がある。
・ 宿戸の近くの砂浜の一部に私有地があり、海砂の採取が行われている。採取は汀線よりも陸地側で行われている。

2.3　公園区域及び核心的地域案の検討

（1）　核心的地域１：特に中核的な領域として厳に保全すべき領域
（特別保護地区または第 1 種特別保護地域等として厳に保全することがふさわしいと考えられる領域）

「蕪島（ウミネコ繁殖地）」、種差海岸のうち「淀の松原～種差芝生地」 （現在の第１種特別地域に指定されている範囲）

種差海岸階上岳県立自然公園区域に分布する自然環境は、地域の活発な環境保全活動の成果もあって現在も比較的良好な状態で自然環境が維持されている。公園指定された昭和 28 年と比べると、その自然環境の価値は当時よりも高まっていると考えられる。

県立自然公園区域の海岸部全域が国立公園としてふさわしい資質を有しているものと考えられるが、特に現在の第 1 種特別地域となっている「蕪島（ウミネコ繁殖地）」は自然環境保全上、また、自然利用地として価値が高い。また、同じく第 1 種特別地域に指定されている「淀の松原～種差芝生地」の海岸部は、自然景観のみならず人文的な視点からみても景観的な価値が高いものとなっている。

この 2 地域については公園拡張範囲における核心的地域として現在の規制計画を引き継いで厳に保護を図ることが望ましいものと考えられる。また、これらの陸域に接する海域についても、優れた陸域景観と一体となった海域景観を保全する観点から、海域公園地区に指定することが望ましいものと考えられる。

（2）　核心的地域２：土地所有、森林施業、土地利用、漁業等の状況を勘案のうえ、核心地域とすることが望まれる領域

種差海岸のうち、現在の県立自然公園において特別地域に指定されている領域

前述したように、県立自然公園区域の海岸部全域が国立公園としてふさわしい資質を有しているものと考えられ、とくに前述した 2 地域を除いて現在の特別地域となっている範囲については、生物多様性保全、自然景観保全の観点から、引き続き核心的な地域として保護することが望ましい。

（3）　公園区域：土地所有、森林施業、土地利用、漁業等の状況を勘案のうえ、できる限り広範囲に含めることが望まれる領域

現在の陸中海岸国立公園境界部より、北は八戸港港湾区域の境界に至る沿岸部海域

海域では沿岸部に藻場が広く分布し、また、ハヤブサ等の猛禽類、ヒメウ、コクガン等の海鳥も飛来するなど、国立公園としての資質を有しているものと考えられる。

ただし、本地域は漁業が盛んであり、区画漁業権が設定された海域も広範囲にみられるため、

漁業との調整を図りながら保全を図るエリアとして、現在の陸中海岸国立公園の北端から、八戸港港湾区域の境界に至る範囲まで海域全域を公園区域として含めることを検討していくことが望ましい。

洋野町の陸域部では、種市の窓岩や中野海岸を除いては保全すべき要素が少なく、また、防潮堤が整備された海岸保全区域が広範囲にみられるなど国立公園としての資質は有していないものと考えられる。

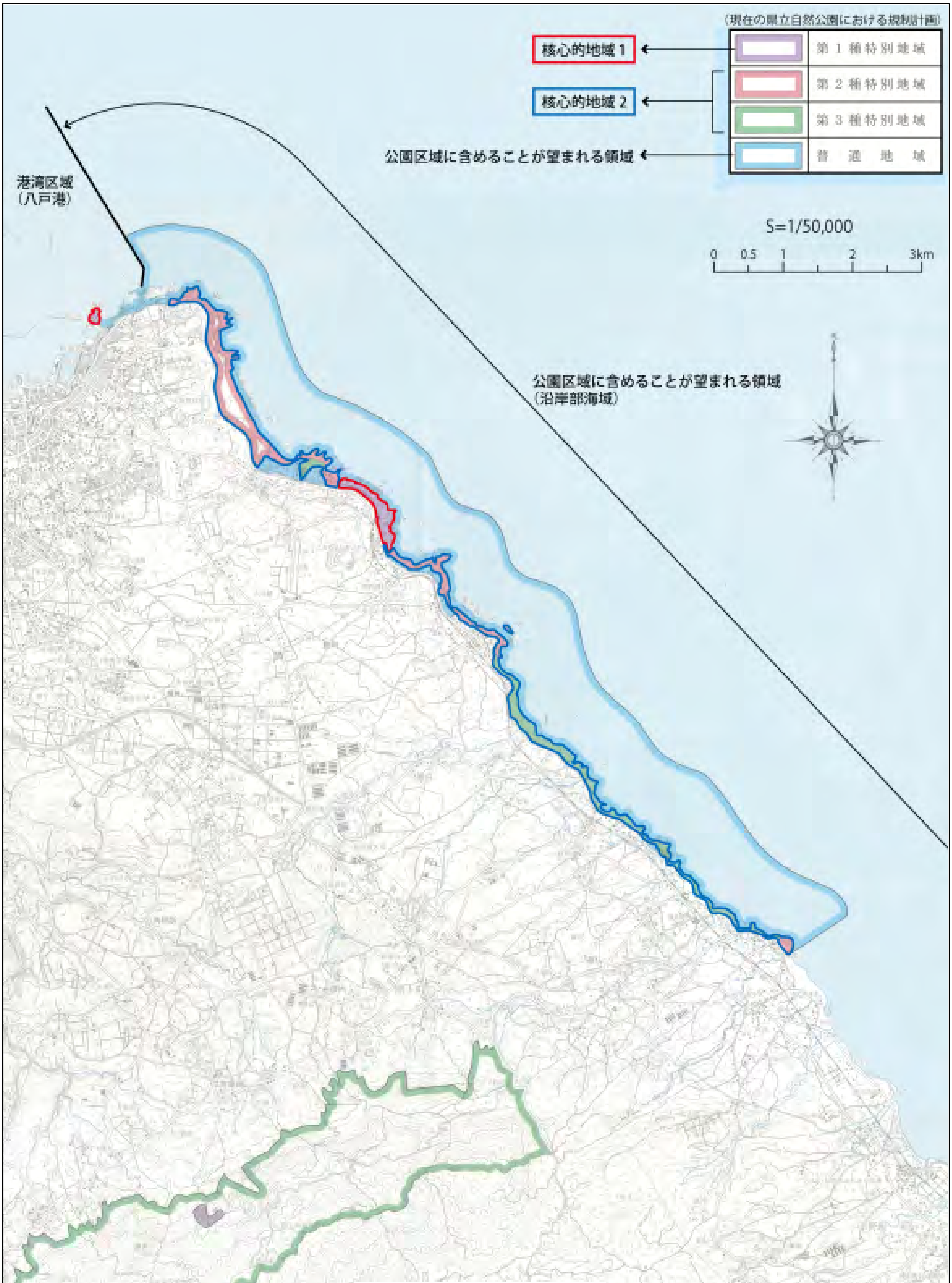

図 2-13　公園区域及び核心的地域案 (1)

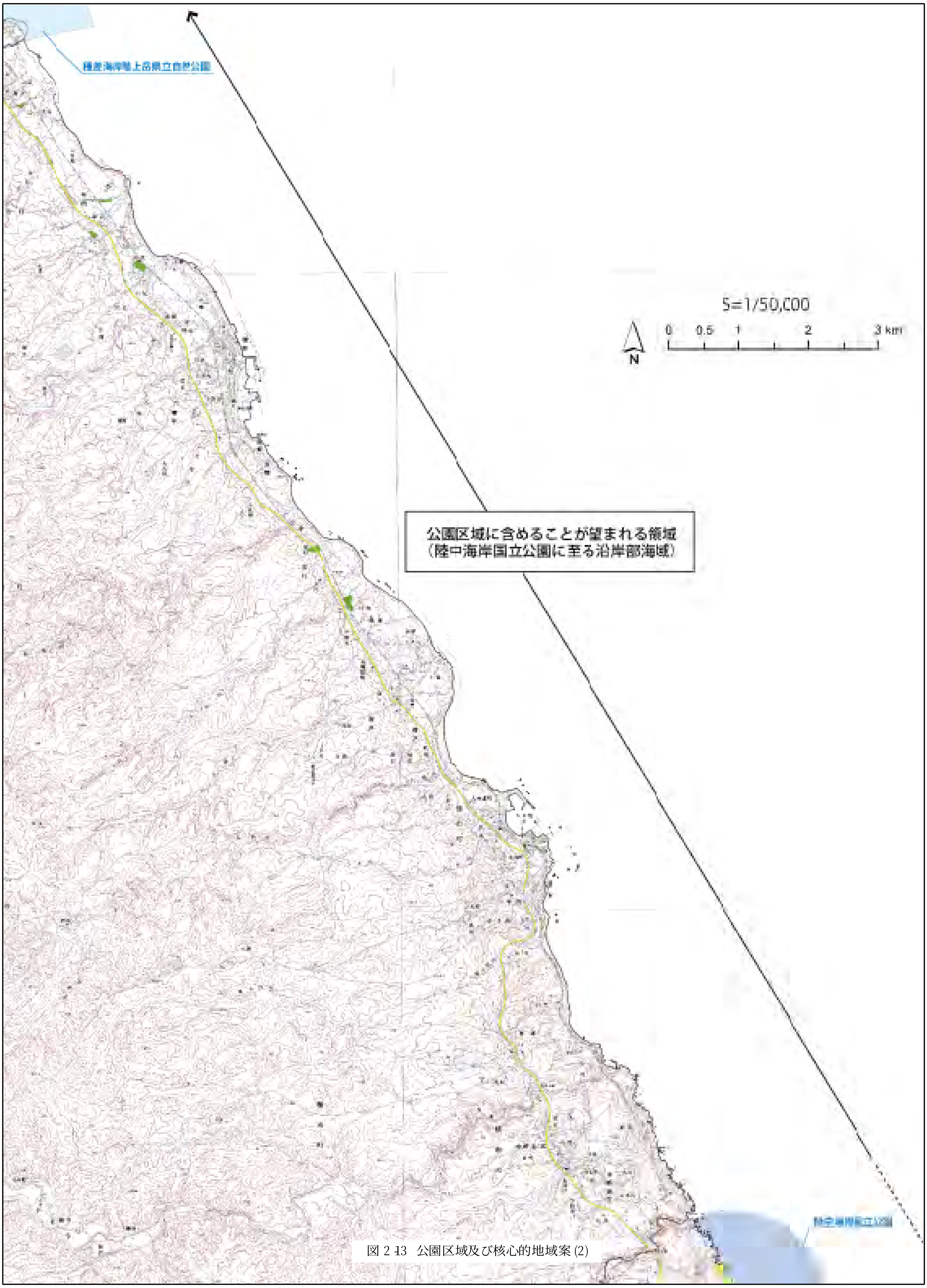

図 2-13 公園区域及び核心的地域案 (2)